

檜原市地域防災計画

平成 29 年 3 月

檜原市防災会議

目 次

<総 則 編>	1
第1章 計画の基本方針.....	1
第1節 計画の目的と目標	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の構成	2
第4節 計画の使い方	3
第2章 計画の前提条件.....	4
第1節 市域の概況	4
第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割.....	9
第1節 市及び関係機関の業務の大綱	9
第2節 市民・自主防災組織、事業所の役割	10
第4章 計画の運用.....	11
第1節 計画の修正	11
第2節 計画の習熟	11
第3節 地区防災計画の運用.....	11
<災 害 予 防 編>	13
第1章 震災対策	14
第1節 地震の被害イメージ.....	15
第2節 災害に強いまちをつくる	17
第3節 地域の防災力を向上させる	18
第4節 的確な防災情報処理を実施する	19
第5節 人的資源を確保する.....	20
第6節 災害応急対策に備える	21
第7節 災害復旧・復興に備える	28
第2章 風水害対策.....	30
第1節 風水害の被害イメージ.....	31
第2節 水害を予防する	33
第3節 土砂災害を予防する.....	35
第3章 事故災害対策	36
第1節 危険物施設等の災害を予防する	36
第2節 大規模事故災害への備え	37

＜災害応急対策編＞ 39

第1章 災害対応組織の立ち上げ	44
第1節 配備体制と組織の立ち上げ	44
第2章 災害対応のコーディネート	46
第1節 指揮・調整	46
第2節 情報収集	48
第3節 通信	49
第4節 人事管理	50
第5節 物資調達・輸送管理	51
第6節 部外連絡協力及び広報	52
第7節 会計庶務	53
第3章 いのちを守る	54
第1節 風水害及び土砂災害警戒活動	54
第2節 避難支援	55
第3節 救出救助	56
第4節 消火活動	57
第5節 応急医療対策	58
第6節 二次災害の防止	59
第7節 遺体の収容・処理及び埋火葬	60
第8節 帰宅困難者・被災観光客対応	61
第4章 応急対策	62
第1節 被災者の生活支援	62
第2節 要配慮者支援	64
第3節 ライフライン・交通の確保	65
第4節 廃棄物・し尿処理	66
第5節 ボランティア	67
第6節 文化財	68

＜災害復旧・復興編＞ 69

第1章 災害復旧	70
第1節 がれき処理	70
第2節 学校教育再開	71
第3節 風評被害対策	72
第4節 公共施設・文化財の復旧	73
第2章 生活再建支援	74
第1節 り災証明	74

第2節 生活再建支援	75
第3章 災害復興	76
第1節 災害復興計画の策定.....	76
第2節 復興対策.....	77
<南海トラフ地震防災対策推進計画>	79
南海トラフ地震防災対策推進計画	79
<東海地震の警戒宣言に伴う対策>	81
東海地震の警戒宣言に伴う対策	81

<総則編>

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件		第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割	第4章 計画の運用	

第1章 計画の基本方針

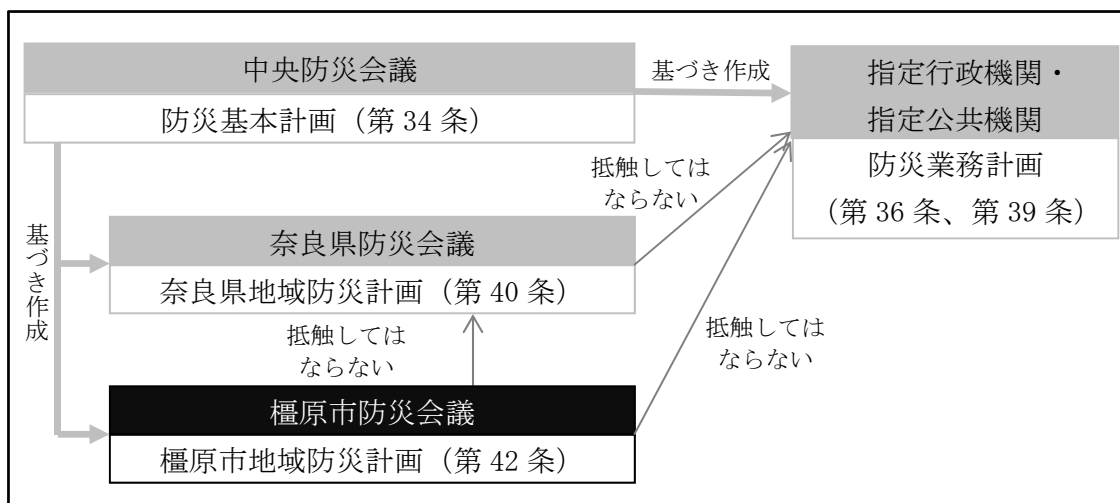
第1節 計画の目的と目標

この計画は、“市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしはら」を目指すこと”を目的とし、“市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護すること”を目標としています。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、橿原市防災会議が定めたものです。

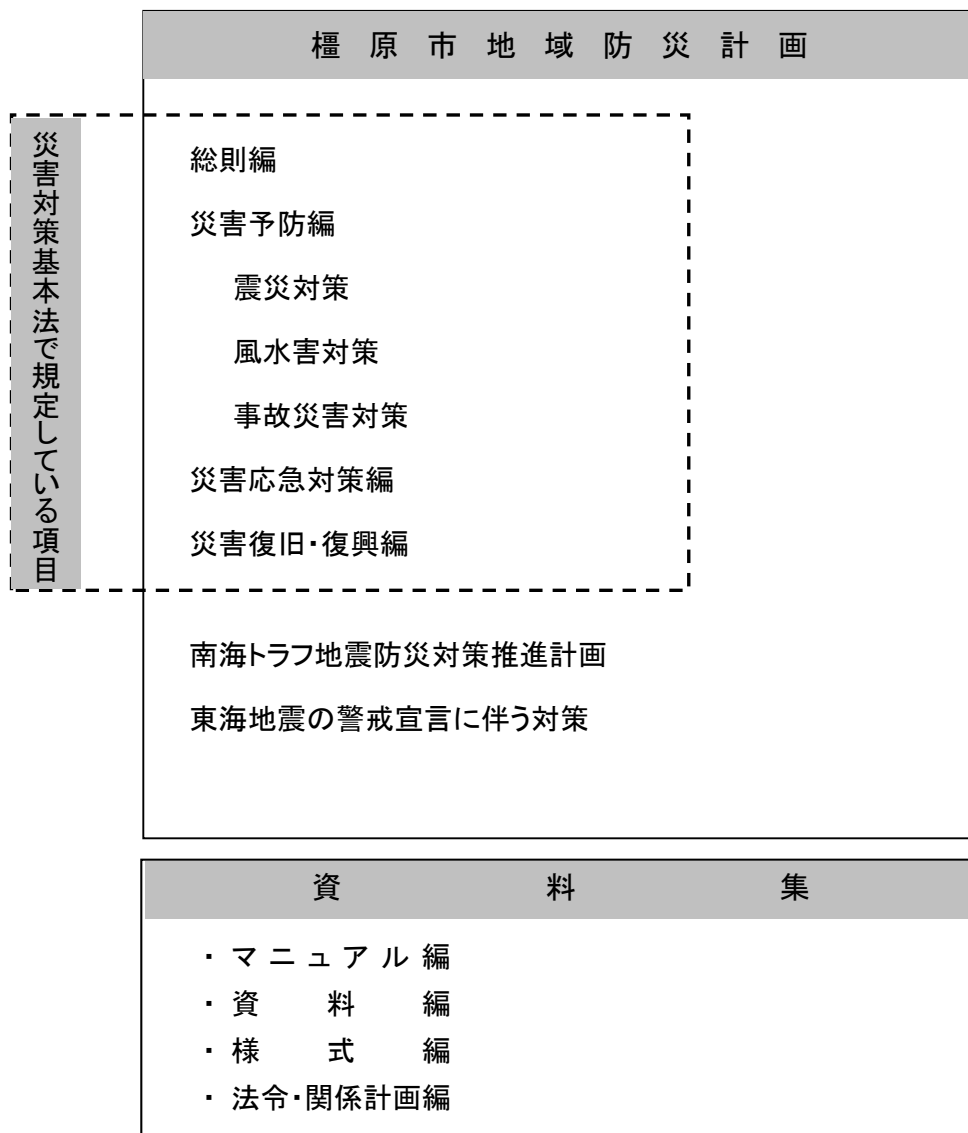
計画の策定にあたっては、中央防災会議が策定する防災基本計画、奈良県地域防災計画、指定行政機関や指定公共機関が策定する防災業務計画と整合を図っています。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件		第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割	第4章 計画の運用	

第3節 計画の構成

この計画は、檀原市域の防災に関する施策や業務について総合的、計画的に定めており、次のように構成されています。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件		第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割	第4章 計画の運用	

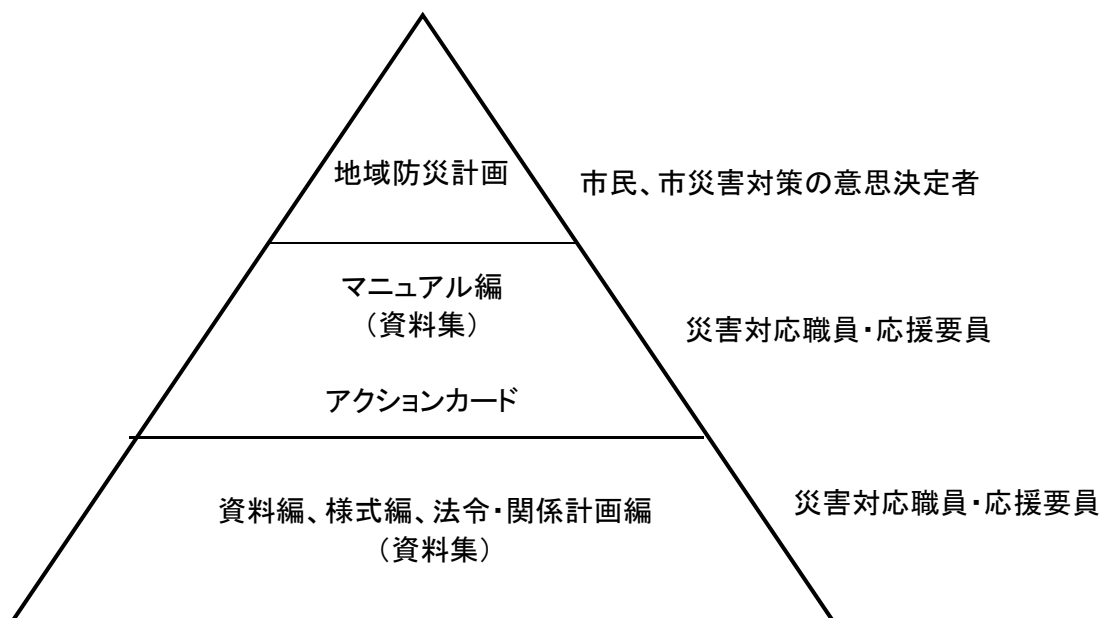
第4節 計画の使い方

本計画の本編は、幅広い市民や市長、副市長などの災害対策の意思決定者を主要な読者として想定しています。そのため、本編の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準などは、資料集に委ねています。

市民のみなさまには、この計画により、市が行う災害に対する備えや災害時の活動について理解が深まることを期待します。行政が実施する対策を知った上で、家庭や地域において、施策ごとに記載している「市民のみなさまへ」欄記載の内容を参考にして、具体的な対策を講じてください。

市長や副市長は、災害時における全体的な活動方針を速やかに意思決定する必要があります。この計画により、多岐にわたる災害対策の枠組みや概要を把握してください。

災害時に実務を担う職員の方は、個別の活動についてまとめられたマニュアルを併せて参照してください。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件		第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割	第4章 計画の運用	

第2章 計画の前提条件

第1節 市域の概況

本市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西 7.5km、南北 8.3km の広がりがあり、東は桜井市、西は大和高田市、南は高取町・明日香村、北は田原本町と接しています。

面積は 39.56 km²で、全体的に起伏が少なく、市の中央部に飛鳥川、西には曾我川が流れています。

また、万葉の時代を偲ばせる大和三山（畝傍山：標高 199.2m、耳成山：139.7m、香久山：152.4m）や藤原宮跡等の歴史的文化遺産が点在しています。

鉄道網では JR と近鉄が縦横に走り、あわせて 13 の駅があり、国道 24 号・165 号・169 号や橿原バイパスなど道路網も発達しています。

橿原市の位置



第1 自然特性

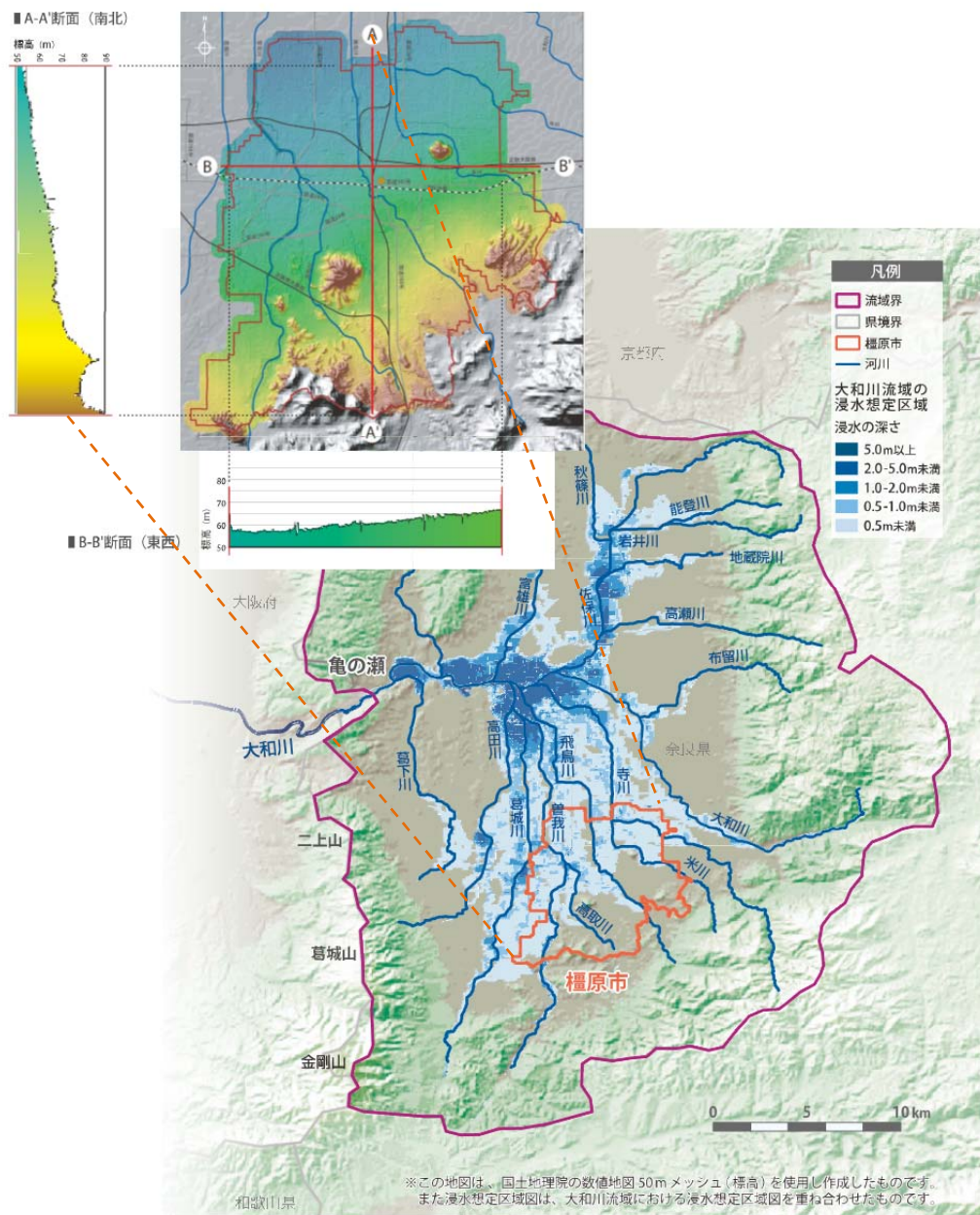
地形は、南東から北西に緩やかに傾斜しており、大和三山を除く市域の大半が奈良盆地を構成する扇状地や低地に区分され、主要な河川は、いずれも大和川水系に属します。

地質は、市域の大半を占める扇状地や低地部は、礫・砂・泥で構成されますが、山地・丘陵地部には、深成岩類、火山性岩類等がみられます。

気象は、気候区分では瀬戸内気候区に属するため、年間を通して雨量が少なく、夏も冬も比較的温暖で晴れの日が多いことが特徴です。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件		第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割	第4章 計画の運用	

橿原市の地形



第2 社会特性

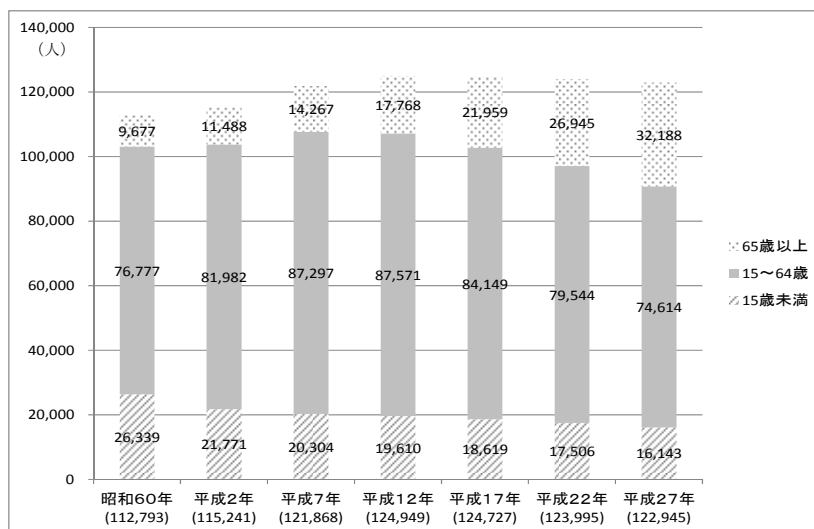
本市の人口及び世帯数は、124,111人、49,923世帯、一世帯当たり人口は2.49人、人口密度は3,137人/km²です。また、夫婦とも65歳以上の高齢者夫婦世帯は5,832世帯、高齢者単身世帯は5,280世帯です。（平成27年国勢調査）

なお、昼間人口は116,978人（平成22年国勢調査）であり、昼夜間人口比率は約93%です。

土地は、大半が宅地、田・畑として利用されており、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、文化財保護法及び奈良県風致地区条例等により、利用規制が行われています。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件		第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割	第4章 計画の運用	

人口推移(国勢調査)



※年齢不詳者を含んでいません

第3 災害特性

奈良盆地を取り囲む山地には活断層の存在が確認されており、近傍の活断層を震源とする大地震が発生した場合には、大きな被害を受ける可能性があります。

さらに、南海トラフで大規模な海溝型地震が発生した場合は、市域を含め西日本が広域的に被害を受ける可能性があります。

また、奈良盆地は、放射状に広がるすべての河川が大和川に集まるため、水がつまりやすく、洪水が起こりやすい地形です。水が抜ける唯一の場所である亀の瀬は狭く、地すべり多発地帯であるため、地すべりが発生すると大和川がせき止められ、奈良盆地全体がダムようになってしまいます。

市域は、奈良盆地の南端に位置し、高低差が少ない低地が占める割合が高く、夏季には、集中豪雨等に伴い、洪水が起こる可能性があります。また、山麓地の一部では土砂災害（土石流、山腹崩壊）等が起こる可能性があります。

なお、近年では、集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、排水能力を超えた内水氾濫による浸水被害の発生が懸念されます。

そのほか、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災等の災害リスクがあります。

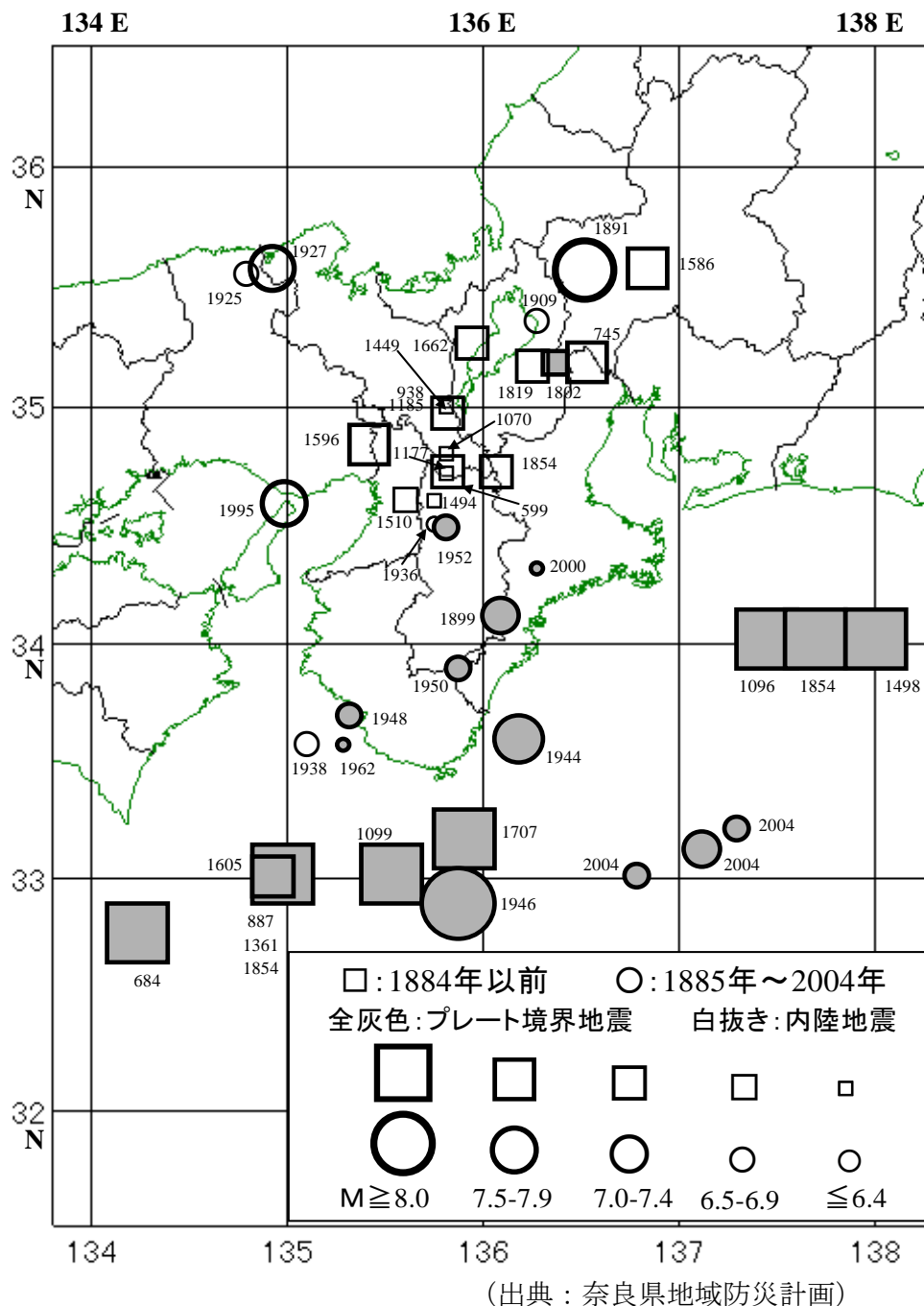
なお、本市は、国の原子力災害対策指針が示す原子力災害対策重点区域（原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域」）には位置していません。

また、海岸に面していないため、高潮、津波等の影響を受けることはなく、最も近距離にある活火山（長野県と岐阜県の県境にある御嶽山）からは200km以上離れているため、直接的な噴火の影響を受けることはありません。

第4 災害履歴

過去に奈良県及びその周辺に被害を及ぼした地震は、概ね下図のとおりであり、本市近傍が震源地となっている地震も複数あります。

■奈良県内に被害を与えた地震の震央図

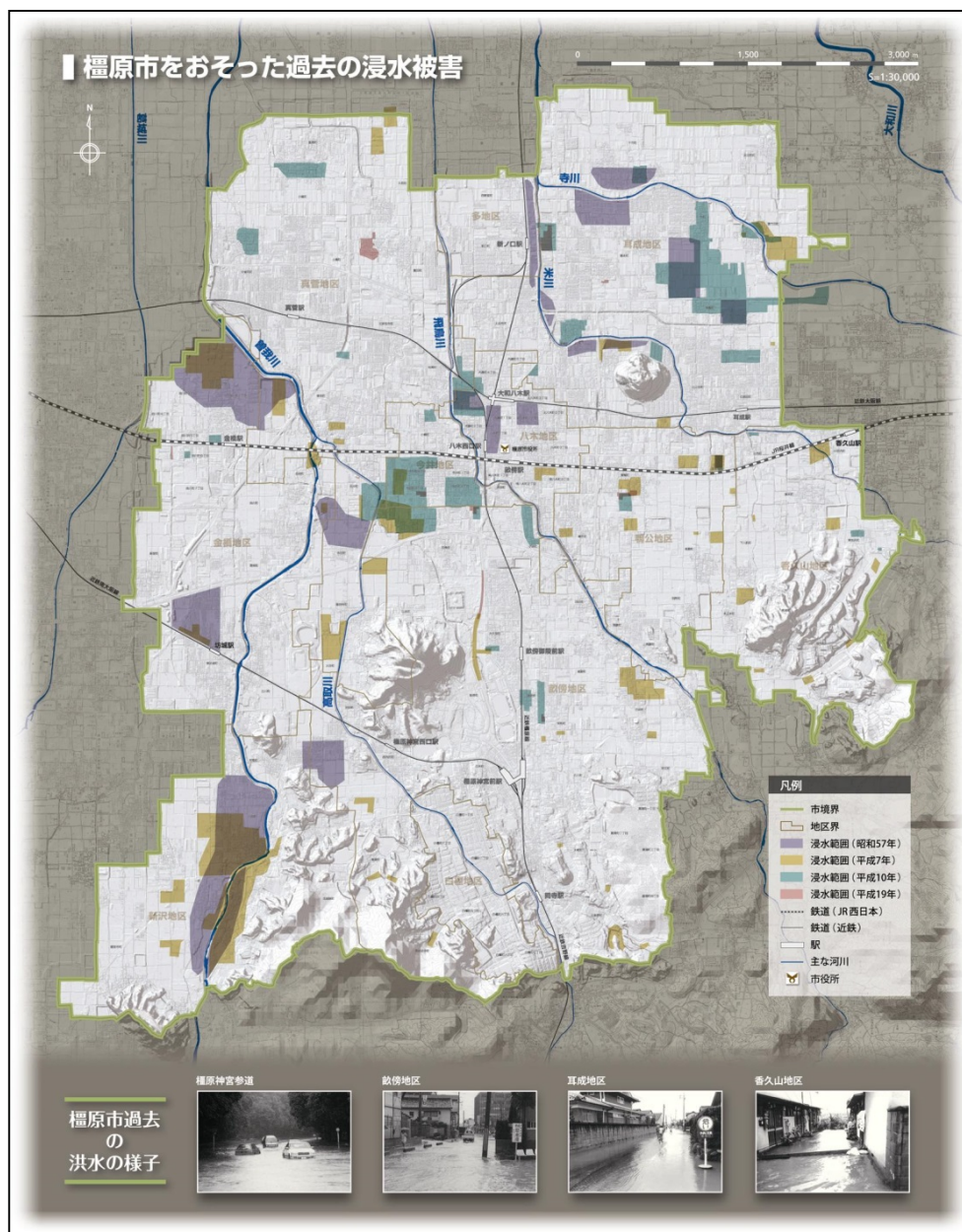


資料 本編 01 資料 01 既往地震災害年表

また、市域では、近年、4回（昭和57年8月、平成7年7月、平成10年8月、平成19年7月）の大きな浸水被害がありました。

近年、檀原市をおそった浸水被害

災害年月日	降り始めからの総雨量	最大1時間雨量	雨の降り方
昭和57年7月31日～8月3日	349mm	29mm	長雨型（4日間で350mm）
平成7年7月3日～7月6日	199mm	27mm	長雨型（3日間で200mm）
平成10年8月27日	119mm	66mm	ゲリラ豪雨型（1時間に50mm以上）
平成19年7月16日～7月17日	90mm	33mm	



（出典：檀原市洪水ハザードマップ）

資料 本編 01 資料 02 浸水想定区域図

第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割

第1節 市及び関係機関の業務の大綱

本市の災害対策は、橿原市を中心として、次に示す関係機関・団体や市民等と連携、協力して、実施します。



資料 本編 01 資料 03 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

資料 初動 05 資料 04 防災関係機関リスト

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件		第3章 市・関係機関の業務の大幅及び市民・事業所の役割	第4章 計画の運用	

第2節 市民・自主防災組織、事業所の役割

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関だけで応急対策を担うのには限界があります。救急・救助や消火、避難等の応急活動については、市民や自主防災組織、事業所の参加が不可欠です。

市民や自主防災組織、事業所は、日ごろから災害への備えを講ずるとともに、災害が発生した時には、まず「自らの命は自らで守る」そして「自らの地域は自らで守る」を原則として、行動してください。

市民の役割

- ・ 建物の補強や家具の転倒防止措置
- ・ 災害に備えた飲料水、食料等の備蓄
- ・ 初期消火・救助活動等への参加
- ・ 市等が実施する防災活動や災害時の応急活動への協力

自主防災組織の役割

- ・ 地域に即した防災体制の確立
- ・ 防災知識の普及や防災訓練の実施
- ・ 災害時の情報収集・伝達
- ・ 災害時の避難誘導
- ・ 災害時の応急活動への協力

事業所の役割

- ・ 従業員に対する防災教育や防災訓練の実施
- ・ 災害に備えた物資の備蓄
- ・ 帰宅困難者対策の推進
- ・ 災害発生時の従業員・利用者の安全確保
- ・ 地域の防災活動、災害時の応急活動への協力
- ・ 所有する施設の安全確保、二次被害の防止

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件		第3章 市・関係機関の業務の大纲及び市民・事業所の役割	第4章 計画の運用	

第4章 計画の運用

第1節 計画の修正

橿原市防災会議は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要がある場合には、適宜修正します。

なお、修正した際には、県に報告するとともに、その要旨を公表します。

第2節 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が果たせるよう、平時から職員への研修・訓練を実施するとともに、市民に対して広報や啓発活動に努めます。

第3節 地区防災計画の運用

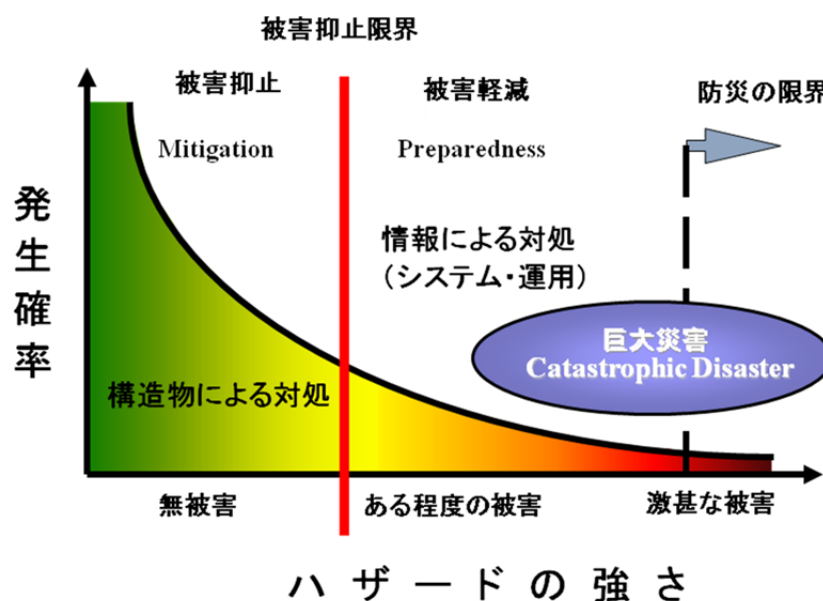
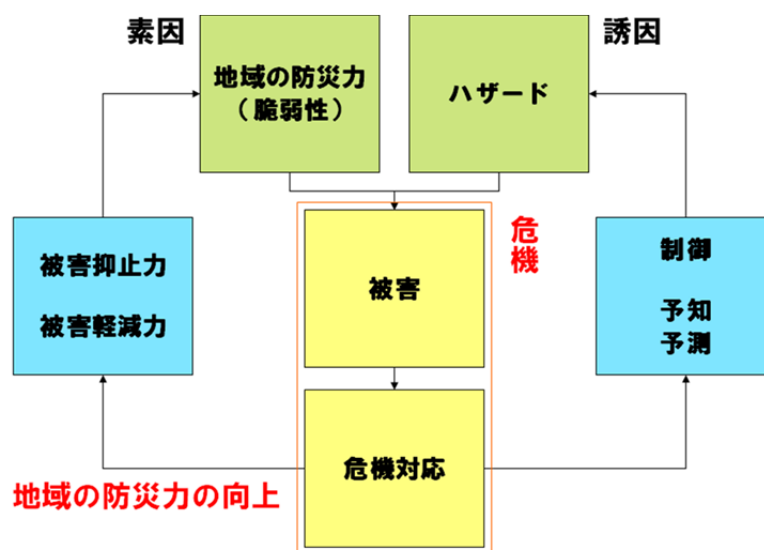
市民は、地区防災計画を定めたときは、橿原市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえた防災事業に関する計画内容の決定や変更を提案することができます。

橿原市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めます。

<災害予防編>

災害による被害の程度は、「ハザード」（地震、洪水等の自然現象の規模）と「地域の防災力」の関係で決まります。ハザードの規模が大きくても、地域の防災力が高ければ被害は小さくなります。ハザードを止める事はできないので、「地域の防災力」を高める事が災害予防対策となります。

予防対策には、建物の耐震性を高めるといった「被害を出さないための対策」（被害抑止）と、正確な情報を得て、迅速、的確に行動するなどの「発生した被害を最小限に抑える対策」（被害軽減）という2つの対策があり、この2つの対策をうまく組み合わせて実施することが重要です。



(出典：林、2000)

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第1章 震災対策

大規模地震発生時に想定される人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・平成16年10月公表）を半減することを目標として、個別の施策ごとに実施期間や実施主体を体系化した「橿原市地震防災対策アクションプログラム」に基づき施策を推進してまいりました。

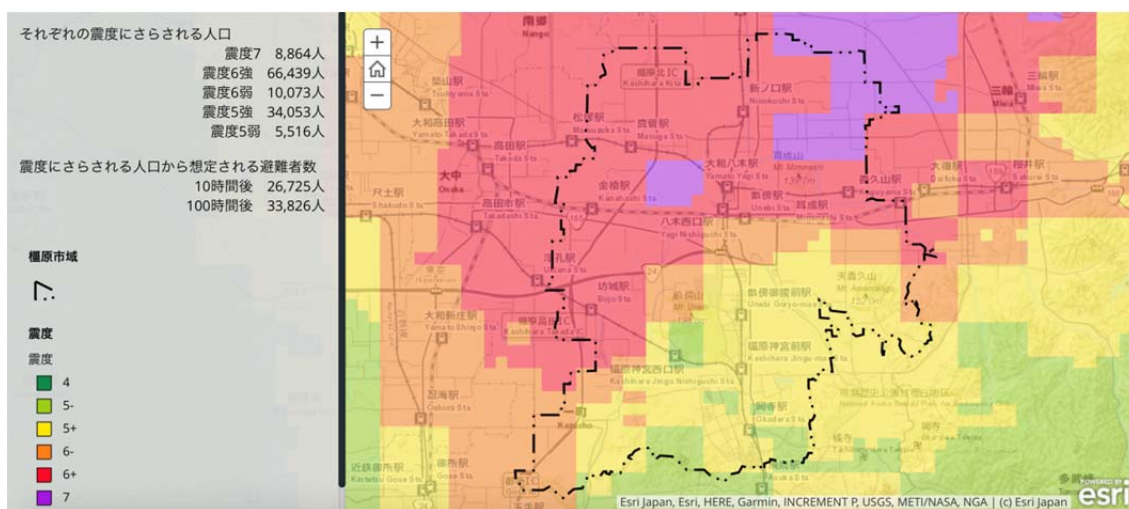
今後は、総合的な防災対策を講じるために、国土強靱化地域計画へと展開させて、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしはら」を目指します。

第1節 地震の被害イメージ

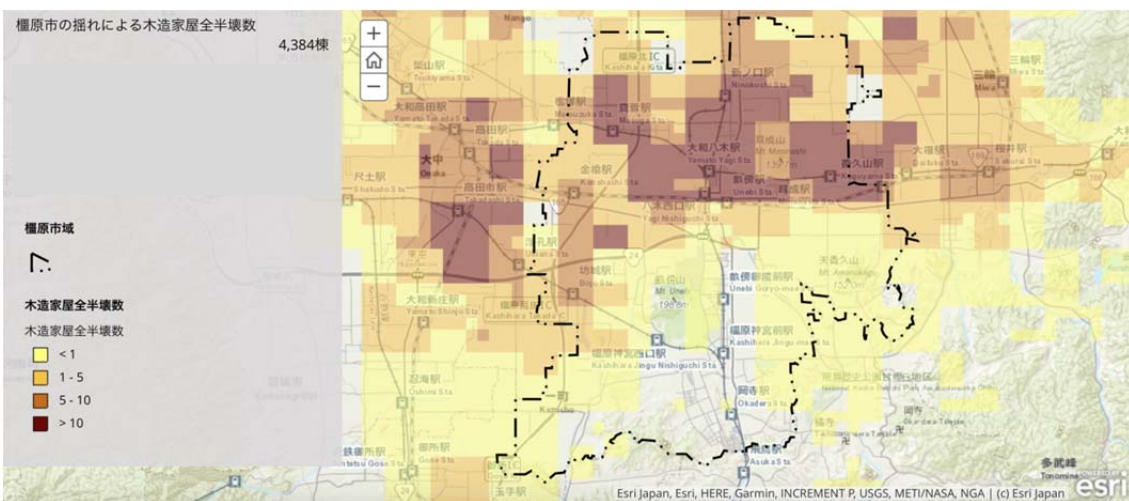
第1 内陸型地震

内陸型地震のなかで、橿原市に最も大きな影響を及ぼすのは、奈良盆地東縁断層帯を震源とする地震と見込まれています。

奈良盆地東縁断層帯は、京都府城陽市から桜井市まで、南北に延びる長さ約 35 km の活断層帯で、ここを震源とする地震はマグニチュード7.4 程度になると推定されます。この地震により、市の北部、北西部での震度は6強以上となり、北東部と八木駅西部においては震度7となる見込みです。大きな被害が発生するといわれる震度6強以上の地域には市の人口の60%が居住しており、主要な施設及び交通インフラが集中しています。

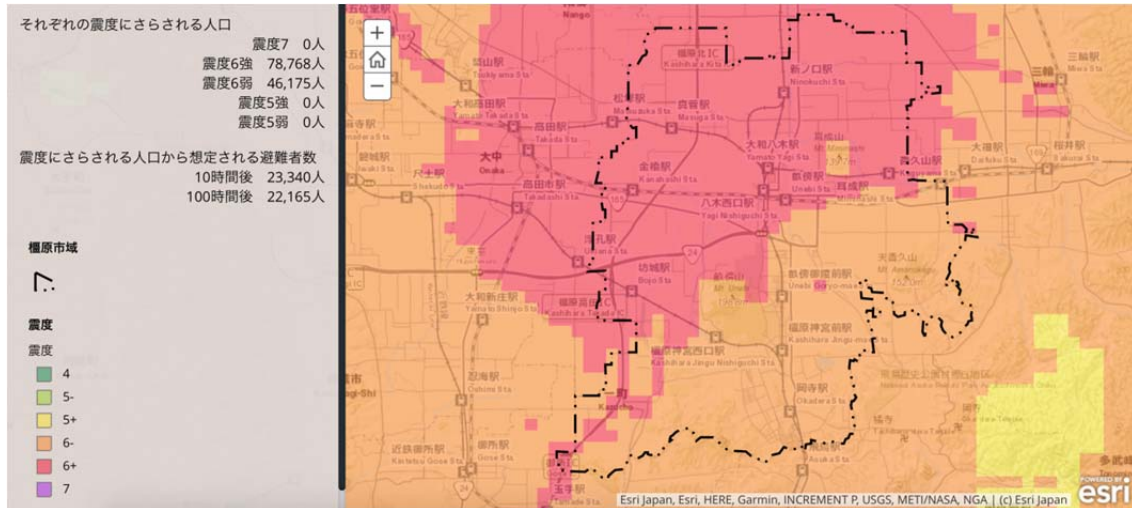


地震による家屋の倒壊は、震度6強以上の地域で多く発生します。特に被害が大きいと見込まれる地域は、香久山駅、耳成駅、大和八木駅、畝傍駅、新ノ口駅、真菅駅、雲梯町周辺で、これらの地域を中心として4,400棟近くが全壊・半壊の大きな被害を受け、3万棟を超える建物に何らかの被害が及ぶ可能性があります。また、家屋の崩壊による死者は、市北部において約800名となる見込みです。

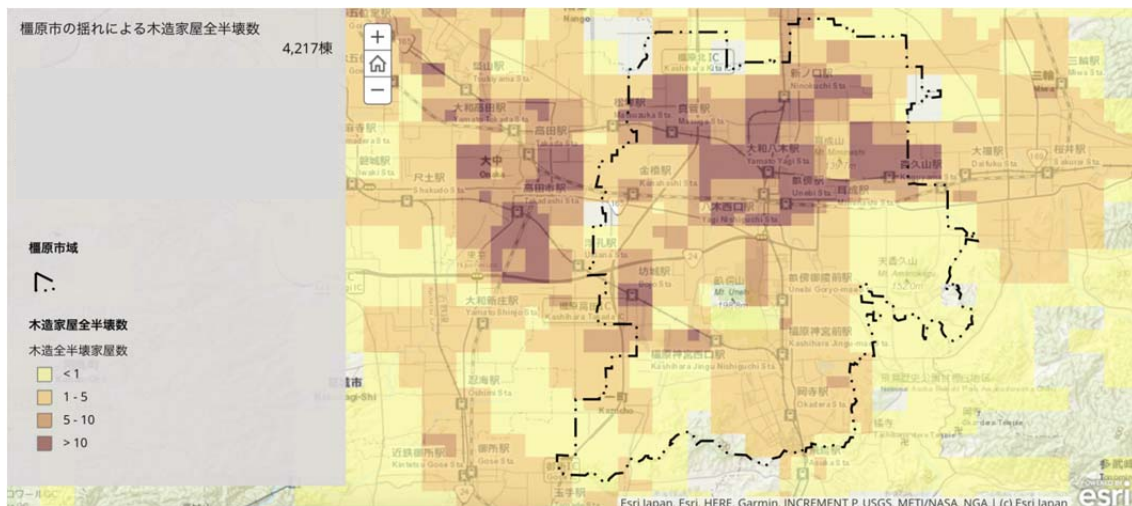


第2 海溝型地震

中央防災会議が平成 25 年に公表した南海トラフ巨大地震（陸側）の最悪のケースでは、本市の北西半分が震度 6 強、それ以外の地域は震度 6 弱に見舞われ、大きな被害が発生するといわれる震度 6 強以上の地域は、奈良盆地東縁断層より広範囲となる見込みです。



特に被害の大きいと見込まれる地域は、耳成駅、大和八木駅、畝傍駅、新ノ口駅、真菅駅周辺で、これらの地域を中心として全壊・半壊合わせて4,200棟以上が全壊・半壊大きな被害を受け、1万8千棟近い建物に何らかの被害が発生する可能性があります。また、家屋の倒壊による死者は、市北部において300名となる見込みです。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
	第1章 震災対策	第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2節 災害に強いまちをつくる

基本方針

市は、災害に強いまちをつくるため、道路・河川などの社会基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、建築物の耐震化などの施策を実施します。

施策項目

- 1 災害に強い社会基盤整備【総合政策部、生活安全部、まちづくり部】
防災を考慮した都市計画に基づき、計画的な土地利用を促進して市街地整備を行うとともに、地形に配慮した安全対策を実施します。
- 2 火災に強いまちづくりの推進【総合政策部、生活安全部、まちづくり部、奈良県広域消防組合】
橿原消防署と連携して、火災予防の啓発や住宅用火災警報器の設置を推進します。また、市民が円滑に初期消火ができるよう消火訓練などの支援を行うとともに、消防設備の整備を促進します。事業所に対しては、建築物の不燃化対策などの指導を行います。
- 3 防災拠点の整備【総合政策部、生活安全部、まちづくり部】
災害対策本部や防災活動拠点の機能を確保できるよう施設の整備を行うとともに、公園や緑地等オープンスペースを確保して災害に強いまちづくりを推進します。
- 4 建築物の耐震化の推進【各部】
「橿原市耐震改修促進計画」に従って、建築物の耐震診断・改修等を推進します。市民に対して住宅の耐震化を推進するとともに、ブロック塀・石塀等の倒壊防止や家具の転倒防止対策について啓発します。
- 5 ライフライン等の予防対策【総合政策部、まちづくり部、上下水道部】
水道、下水道のライフライン施設や道路、橋梁等の公共土木施設の耐震性を強化するとともに、設備の保守点検や災害対策用資機材を整備します。

市民のみなさまへ

市は、耐震診断や耐震改修の支援事業を実施しています。

特に昭和 56 年以前に建築された家にお住まいの方は、支援事業を活用して住宅の耐震化を進めましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第3節 地域の防災力を向上させる

基本方針

市は、市民・自治会・自主防災組織・企業・学校などに広報紙・パンフレット、ホームページ、出前講座、防災教育や防災訓練など多様な機会を活用して啓発活動を実施し、地域防災力の向上に努めます。

施策項目

- 1 市民を主体とした防災力の向上【生活安全部、魅力創造部、市民活動部、福祉部、教育委員会、社会福祉協議会、奈良県広域消防組合】
市民の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進し、女性や若者など幅広い層の参画を促します。
企業・各種団体への自衛防災組織の育成・指導、防災マニュアルや事業継続計画に関する情報提供など、防災体制づくりの支援を行います。
さらに、青年層や女性の消防団への入団を啓発するとともに、消防団員の処遇改善に努め、地域の消防力を強化します。
また、県が行う災害ボランティアの育成活動に協力します。
- 2 防災教育・啓発【総合政策部、生活安全部、魅力創造部、市民活動部、福祉部、健康部、教育委員会】
学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒及び保護者への防災知識の周知徹底に努め、防災意識の高揚を図ります。

市民のみなさまへ

出前講座、防災訓練等に積極的に参加して、災害から身を守るための基本的な知識や行動力を身につけましょう。

大地震が発生した場合には、地域住民や企業等が連携して活動することが重要です。積極的に自主防災組織の活動に参加して、協力体制を作りましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第4節 的確な防災情報処理を実施する

基本方針

市は、災害対応業務を確実に実施するため、情報処理システムを導入するとともに、情報インフラの整備を進めます。

施策項目

- 1 防災情報システムの整備【総務部、総合政策部、生活安全部、奈良県広域消防組合】

災害時の情報を一元化するため、インターネットを活用した防災情報システムの導入を検討します。また、各種防災関連情報のデータベース化を図り、それらを共有することにより、迅速な意思決定や判断ができる体制を整備します。
- 2 情報インフラの整備【生活安全部】

情報通信手段の多重化・多様化に努めるとともに、通信機器・設備等の保守点検、無線網の拡充を図ります。
- 3 情報の信頼性・安全性の確保【総合政策部、生活安全部】

停電に備えて予備電源を確保するとともに、情報通信機器は、耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水の及ばない階層への設置に配慮します。

また、災害時における行政データの紛失を防ぐため、バックアップ体制の整備を図るなど安全対策の実施に努めます。
- 4 情報処理の標準化【総合政策部、生活安全部、まちづくり部】

災害時に必要となる情報や資源を明確にし、情報処理業務に用いる様式などを整備します。

また、効率的な処理を行うために、情報処理業務を標準化するとともに研修、訓練を実施します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第5節 人的資源を確保する

基本方針

市は、災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備や見直し、災害対応訓練の継続実施、国・県・他市町村・防災関係機関などと連携し、災害に強いひと・組織づくりに努めます。

施策項目

- 1 災害に強いひと・組織づくり【各部】

地震や風水害の程度に応じた配備体制や所掌事務を規定し、職員に周知するとともに、防災マニュアル、防災知識の普及徹底を図り、組織改編による配備体制見直し時や地域防災計画改定時には、速やかに周知します。

また、災害応急対策に従事する職員の必要物資を備蓄します。
- 2 災害対応業務の標準化【各部】

災害対応業務の内容と手順を明確にするため、災害対応マニュアルの整備に努めます。

さらに、防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的な災害対応能力の向上に努め、訓練後の評価に基づきマニュアルの改善に努めます。

また、全庁的な業務継続計画を作成し、大規模地震に備えます。
- 3 連携の推進【生活安全部、魅力創造部、市民活動部、まちづくり部、教育委員会】

円滑に災害対応業務が実施できるよう、各機関と連携した包括的な防災活動体制の整備・充実に努めます。

また、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村からの応援部隊等が効率的に活動できるよう、受入れ体制やマニュアルの整備を行います。

さらに、協定を締結した団体間で、平時から情報交換や訓練の実施に努めるとともに、各応援団体の執務スペースや宿泊場所、物資・資機材の集積場所、駐車スペース、ヘリポート等の確保に努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第6節 災害応急対策に備える

第1 いのちを守る

基本方針

市は、災害が発生した際に、避難誘導、被災者の救出・救助活動、負傷者の救命・救急活動、二次災害防止対策などを実施するため、次の施策を推進します。

施策項目

- 1 避難支援【生活安全部、福祉部、健康部】
 時期を失することなく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）などの避難情報（以下、「避難勧告等」といいます。）を発令できるよう、避難勧告等の発令基準や手順を整備します。
 また、避難誘導に関して、橿原警察署、橿原消防署、消防団、自治会、自主防災組織等とあらかじめ協力体制を確立します。
- 2 被災者の救出・救助【生活安全部、奈良県広域消防組合】
 市民への応急救助方法等の啓発に努めます。
 また、橿原消防署が実施する消防団や救助隊員に対する知識の高度化や訓練、救急車両の整備拡充、救助資機材の充実強化、広域応援受入れ体制の整備等に協力します。
- 3 被災現場における救命救急活動【健康部、奈良県広域消防組合】
 橿原消防署と連携して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図るほか、救急救命士の増員を推進するなど、救命救急活動の充実を図ります。
 また、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT）の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備します。
- 4 医療機関における救命救急活動【生活安全部、健康部】
 橿原地区医師会、橿原市歯科医師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等を定めます。
 また、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、救護所に係る資機材等を整備します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

5 遺体への対応【生活安全部、環境づくり部】

樞原警察署と連携して、遺体安置所の予定施設について検討を行うとともに、身元の確認、遺体の引渡し等の体制整備を行います。

6 二次災害の防止【生活安全部、まちづくり部】

県が行う応急危険度判定士養成講習会へ職員を派遣して、判定士の登録を促進するとともに、判定用資機材の確保に努めます。

市民のみなさまへ

災害発生時には、一般市民の迅速な応急手当によって、命が救われた事例が数多く報告されています。

心肺蘇生やAEDなどの応急手当は、いきなりその場で実践することはできませんので、かしはら安心パークや樞原消防署等の講習会に参加して、応急手当の知識や技術を身につけましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2 安全・安心を守る

基本方針

市は、災害が発生した際に、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者支援、被災地での治安の確保を実施するため、次の施策を推進します。

施策項目

- 1 安否確認の支援【生活安全部、市民活動部】
 榎原警察署と連携して、行方不明者の対応体制を整備するとともに、自治会、自主防災組織や榎原警察署、榎原消防署、消防団等の防災関係機関と連携した安否確認に関する情報収集体制を整備します。
- 2 帰宅困難者等への帰宅支援【総合政策部、生活安全部、魅力創造部、福祉部、教育委員会】
 防災関係機関、企業、学校、観光施設等と震災時における交通情報の収集と提供、飲料水や食料の確保、従業員等の保護と一時滞在施設の確保についての協力体制を整備します。
- 3 治安の確保【生活安全部、市民活動部】
 榎原警察署が災害発生後に実施する災害警備活動（治安の維持、犯罪の予防等）に関して、平時から情報交換を行い、連携体制を構築します。
 また、地域住民が互いに支え合いながら、安心して快適に暮らすことができるよう、地域の安心安全ネットワークの形成や地域活動・市民活動団体の担い手の育成等、自主的なまちづくり活動を支援します。

市民のみなさまへ

通勤、通学地が遠隔にある方は、日ごろから交通手段が途絶えたときに備えて、徒歩帰宅経路を確認し、実際に歩いてみましょう。

また、災害用伝言ダイヤル（171）の活用など、災害時の家族間の連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておきましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第3 生活基盤を安定させる

基本方針

市は、災害が発生した際の災害拠点施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送道路を確保するため、次の施策を推進します。

施策項目

- 1 公共施設の復旧【まちづくり部】

市が管理する公共施設が被害を受けたとき、緊急調査や応急復旧に従事する作業員や資機材等を迅速に確保できるよう、応援協定の締結を推進し、平時より協力体制を構築します。
- 2 ライフラインの早急な復旧【生活安全部、魅力創造部、上下水道部】

一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策に協力します。

また、上水道施設や下水道施設が被害を受けたとき、緊急調査や応急復旧に従事する作業員や資機材等を迅速に確保できるよう、応援協定の締結を推進し、平時より、訓練や情報交換に努めます。
- 3 緊急輸送の手段・ルートの確保【総務部、生活安全部、まちづくり部】

災害時に使用する緊急通行車両や規制除外車両について、県（公安委員会）に事前届出を行います。

また、不足する車両や燃料等を確保できるよう、応援協定を締結するなど、緊急輸送手段の確保に努めます。

さらに、空路での輸送に備え、ヘリコプターの受入れ体制の整備に努めます。
- 4 被災時における市の機能継続の体制整備【総務部、総合政策部、生活安全部】

市のオンラインシステムの保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努めます。

また、災害で被害を受けても重要な業務を中断しないよう自家発電機の設置に努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
	第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策

第4 市民の生活を支援する

基本方針

市は、災害が発生した際に、避難生活の支援、要配慮者の支援、水・食料・生活必需品の確保、保健衛生対策などに取り組むため、次の施策を推進します。

施策項目

- 1 避難生活支援【生活安全部、魅力創造部、市民活動部、福祉部、教育委員会】
適切な指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、市民に周知します。
また、指定緊急避難場所や指定避難所の耐震化・不燃化を図るとともにバリアフリー化に努め、災害時に必要な備品、資機材等を整備するなど、機能強化を図ります。
さらに、要配慮者が安心して過ごせるように福祉避難所の整備に努めます。
- 2 要配慮者支援【生活安全部、福祉部】
要配慮者の避難に関する「橿原市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、計画に基づいた避難行動要支援者名簿・個々の状況を把握した個別計画を作成し、適宜更新します。
また、要配慮者に対する情報伝達体制の整備を図るとともに、災害時に派遣可能な通訳者やボランティアの把握に努めます。

法令・関係 本編 02 法令 01 橿原市避難行動要支援者避難支援計画
- 3 水・食料・生活必需品の確保【生活安全部、魅力創造部、上下水道部】
第2次奈良県地震被害想定調査値をもとに備蓄目標数を設定し、水・食料・生活必需品の確保に努めるほか、救援物資の供給に関する協定の締結を推進します。
また、市民に対して、自主備蓄すべき物資について啓発します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

4 保健衛生対策【健康部、環境づくり部】

中和保健所、橿原地区医師会、橿原市歯科医師会と緊密な連絡体制を構築し、災害時に感染症等が発生した際の応援職員や専門家を受入れるための体制の整備に努めます。

また、中和保健所と連携して、防疫・保健衛生用資機材等の調達計画を策定し、必要な資機材の確保に努めます。

市民のみなさまへ

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、飲料水や非常食などを備蓄しておきましょう。

また、要配慮者の避難誘導を視野に入れて、防災環境や防災体制を見直すとともに、日ごろから地域でコミュニケーションをもち、支援体制を整えましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第5 「日本国はじまりの地 橿原」のイメージを守る

基本方針

市は、災害から文化財を守り後世に伝えていくための対策や、帰宅できなくなった観光客に対して次の施策を推進します。

施策項目

- 1 文化財の保護【教育委員会、奈良県広域消防組合】
 橿原消防署、関係機関、文化財所有者、市民、専門家と連携、協力して文化財に対する次の対策を推進します。
 - 文化財の耐震性能の確保と防火対策の強化
 - 巡回査察等による防災上必要な勧告・助言・指導
 - 倒壊・破損の防止措置
 - 関係機関との協力体制の確立

- 2 被災した観光客支援【魅力創造部】
 被災した観光客に対して、避難所に関する情報、鉄道等の運行や復旧に関する情報を迅速に提供できる体制を整備します。

- 3 観光産業の保護【総合政策部、生活安全部、魅力創造部】
 観光施設に対して、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行います。
 また、自衛防災組織の育成・指導、防災マニュアルや事業継続計画策定に必要な情報提供など支援します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第7節 災害復旧・復興に備える

基本方針

市は、災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興のための資金確保など、次の施策を推進します。

施策項目

- 1 災害からの復興ビジョン【総合政策部、生活安全部】
復興対策の基本理念や、復興本部設置に係る事項、災害復興事業などのビジョンを定めます。
- 2 被災者のくらしとしごとの再建支援【総務部、総合政策部、生活安全部、魅力創造部、福祉部、社会福祉協議会】
り災証明発行業務や被災者生活再建支援、生活資金の相談業務等の臨時窓口の開設場所や人員確保の方法等について、あらかじめ定めます。
- 3 被災者のこころとからだのケア【健康部、教育委員会】
心のケア等の知識を持った専門家の確保・育成に努めるとともに、小中学校と連携し、スクールカウンセラーの設置に努めます。
- 4 すまいの再建【生活安全部、福祉部、環境づくり部、まちづくり部】
第2次奈良県地震被害想定調査値から、被災時の応急的住宅(一時提供住宅・応急仮設住宅)の必要戸数を把握し、応急仮設住宅建設可能用地リストの作成、関係建設業者等との協定締結を推進します。
- 5 まちの復興【総合政策部、生活安全部、環境づくり部、教育委員会】
学校被災時の代替として利用可能な施設や、がれきの仮置場、最終処分場等の利用可能用地についてあらかじめ検討します。
- 6 復旧・復興のための多様な資金活用【総務部、生活安全部、会計管理者】
災害復旧・復興に活用可能な補助事業等を把握するとともに、復興基金の設置に備えます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

7 経済被害の軽減のための復旧・復興対策【魅力創造部】

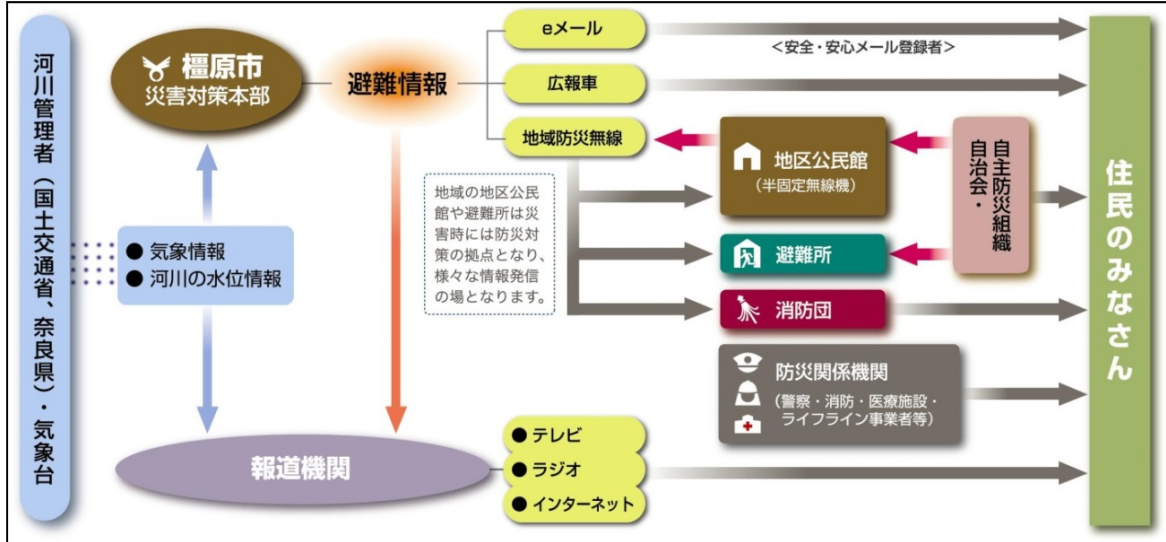
新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、県や関係機関と情報交換を行い、災害発生時に迅速な事業内容の周知ができるよう準備を行います。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2章 風水害対策

台風や集中豪雨による水害、土砂災害を最小限に抑えるため、施設の点検・整備を進めるとともに、防災に関する情報や避難情報を提供し、市民の安全確保を図ります。

災害時の情報伝達の流れ



河川の水位情報ととるべき行動

水位危険度	水位	水位の概要	市の判断とみなさんのとるべき行動
危険	はん濫危険水位	はん濫が発生し、はん濫水への注意を求める段階	市は逃げ遅れたみなさんの救援活動等を行います。既にはん濫が発生している地域では、危険ですので避難を控えましょう。新たにはん濫が及ぶ地域のみなさんは、避難を行いましょ。
警戒	避難判断水位	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階	市は避難勧告等の発令を判断します。みなさんは、避難を判断しましょ。
注意	はん濫注意水位	はん濫の発生に対する注意をみなさんに喚起する段階	市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断します。みなさんは、はん濫に関する情報に注意しましょ。避難に時間を要する方は、避難を開始しましょ。
	▼水防団待機水位	水防団が出勤する段階	気象情報等に注意しましょ。

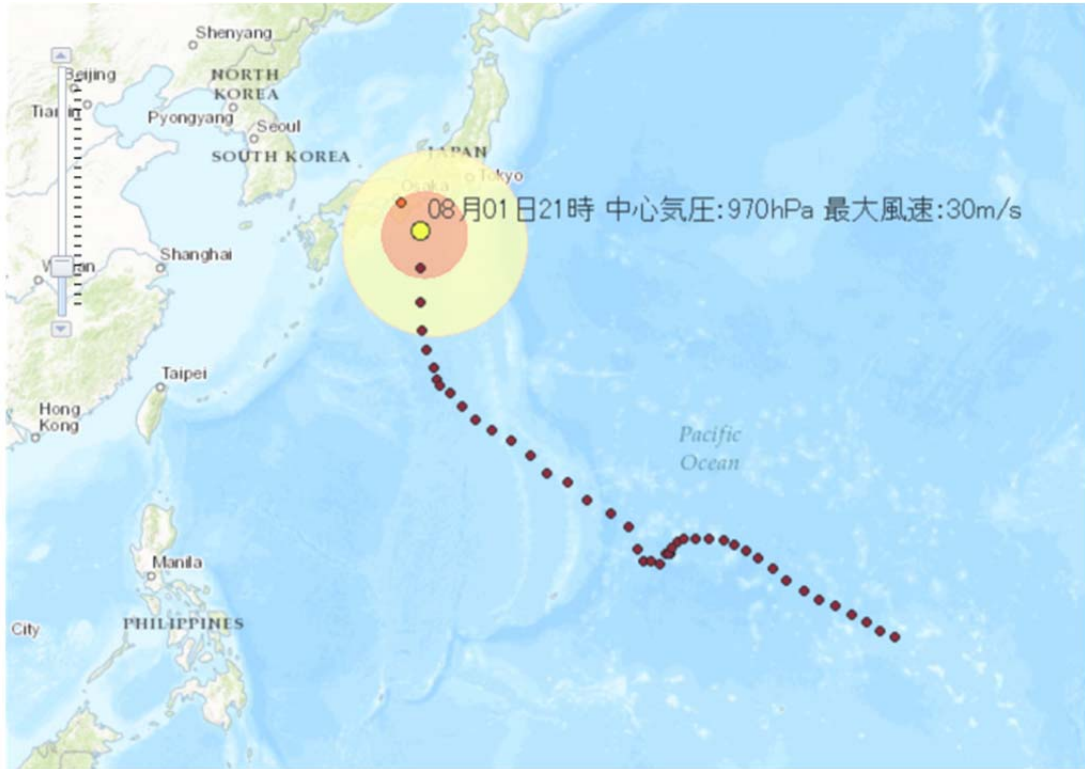
避難情報ととるべき行動

避難情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
発表の目安	<ul style="list-style-type: none"> ●観測所で避難判断水位に到達した場合 ●漏水等が発見された場合 ●大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●観測所で氾濫危険水位に到達した場合 ●河川巡視、消防団、消防署等から避難の必要性に関する情報があった場合 ●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ●大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ●決壊や越水・溢水が発生した場合 ●土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ●土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●土砂災害が発生した場合 ●山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ●避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
とるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ●いつでも避難ができるよう準備を始めてください。 ●特に避難行動に時間を要する方は、避難所などの安全な場所へ避難行動を開始してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●身の安全を確保し、家族、近所で助け合いながら避難をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ただちに避難をしてください。 ●避難が困難と思ったら、自宅の2階や近所の高い建物へ避難しましょ。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第1節 風水害の被害イメージ

昭和 57 年 7 月 24 日に日本の南東海上で発生した台風第 10 号は、8 月 1 日に紀伊半島の南海上を北上、2 日午前 0 時頃渥美半島に上陸し、本市に最接近しました。この台風による総雨量は本市のほぼ全域で 400mm となりました。



この台風により、川西町、坊城駅北側、八木駅周辺、寺田町、曲川町、新賀町、新ノ口駅東側、常盤町から十市町にかけての地域で浸水が発生しました。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
	第1章 震災対策	第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

今後、この台風と同様の雨量となった場合には、多数の家屋が床下浸水以上となり、5,300トンにのぼる水害廃棄物が発生、被災者数は1万1千人と予想されます。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2節 水害を予防する

基本方針

市は、県及び関係機関と連携し、水害予防対策を計画的に実施します。

施策項目

- 1 水害の防止【生活安全部、まちづくり部】
河川の安全性を高めるため、県が行う事業に協力するほか、所管施設の維持・修繕、河川改良等の事業を推進します。
また、災害時の水防活動を円滑に行うため、水防訓練の実施に努め、水防協力団体、水防活動要員等を育成します。
- 2 水防倉庫、資機材、水防施設の点検・整備【生活安全部、まちづくり部】
水防活動を円滑に行うため、水防倉庫や資機材、水防施設等の点検・整備に努めます。また、災害時に必要な資機材が調達できるよう、関係業者と協定を締結するなど体制を整備します。
- 3 農業用排水路や排水施設の点検・整備【魅力創造部、まちづくり部】
農業用排水路や排水施設の安全性を高めるため、県が行う事業に協力するほか、点検・整備に努めます。
また、県と連携し、ため池管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行います。
- 4 気象及び河川情報システムの活用【生活安全部、まちづくり部】
気象及び河川情報システムを活用し、気象情報等の収集体制や市民への情報提供体制を整備します。
- 5 警戒避難体制の整備【生活安全部、福祉部、健康部、まちづくり部、教育委員会】
避難勧告等判断・伝達マニュアルを作成するなど、警戒避難体制を整備します。
また、浸水想定区域に係る要配慮者利用施設への災害時の情報伝達体制を整備します。
- 6 水防活動に関する安全配慮【生活安全部、まちづくり部、奈良県広域消防組合】
装備の充実や的確な情報の把握に努め、水防活動に携わる者の安全に配慮します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

- 7 洪水リスクの周知【生活安全部、魅力創造部、まちづくり部】
 県と連携して、ハザードマップを作成、配布し、洪水リスクを周知します。

市民のみなさまへ

洪水ハザードマップで避難場所や避難経路を確認してください。

特に浸水のおそれがある地域にお住まいの方は、雨が強いときや台風接近時などは、テレビなどで最新の気象情報を確認して、早めの避難を心がけましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第3節 土砂災害を予防する

基本方針

市は、県及び関係機関と連携し、土砂災害予防対策を計画的に実施します。

施策項目

- 1 土砂災害対策の推進【まちづくり部】
 県の土砂災害対策事業（砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業）に協力するとともに、必要に応じて事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努めます。
- 2 警戒避難体制の整備【生活安全部、まちづくり部】
 土砂災害警戒区域の指定状況、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害の前兆現象に関する情報などを活用しながら、警戒避難体制を整備します。
- 3 土砂災害リスクの周知【生活安全部、まちづくり部】
 県と連携して、土砂災害警戒区域を示したハザードマップを作成、配布し、危険箇所を周知します。
- 4 市民の防災意識の向上【生活安全部、まちづくり部】
 特に、土砂災害警戒区域が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の向上に努めます。
 また、国や県が実施する土砂災害に係る防災訓練等に参加し、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図ります。

市民のみなさまへ

身近にある土砂災害警戒区域を把握・点検しましょう。また、土砂災害の前兆現象を把握するなど、いざというときに適切な避難ができるようにしておきましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第3章 事故災害対策

危険物事故や大規模災害を防止し、市民の安全確保を図ります。

第1節 危険物施設等の災害を予防する

基本方針

市は、橿原消防署と連携して、危険物施設等*の損傷、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等による、広範囲にわたる被害を防止するため、危険物施設の保安体制の強化を図ります。

*危険物施設等には高圧ガス施設、火薬類施設、毒物劇物施設を含みます。

施策項目

- 1 保安教育の実施【生活安全部、奈良県広域消防組合】
 橿原消防署と連携して、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況把握に努めます。
 なお、橿原消防署は、消防法に基づき、危険物取扱事業者への防火指導や保安教育等を実施し、危険物による災害の発生と拡大の防止に努めます。
- 2 規制の強化【奈良県広域消防組合】
 橿原消防署は、消防法に基づく危険物施設等への立入検査を実施し、必要に応じて行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止に努めます。
- 3 事業所の防災組織の強化【奈良県広域消防組合】
 橿原消防署は、危険物取扱事業者による危険物施設等の管理・点検強化、従業員に対する保安教育・訓練等を指導し、事業所の防災組織の強化に努めます。
- 4 県が実施する啓発活動等への協力【生活安全部、奈良県広域消防組合】
 橿原消防署は、県が行う高圧ガス施設、火薬類施設、毒物劇物施設等の災害予防の啓発活動に協力します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2節 大規模事故災害への備え

基本方針

市は、大規模事故災害*が発生した場合に、直ちに関係機関と連絡をとり、事故災害の被災者の救出救護、付近住民の安全確保等必要な措置を迅速にとれるように備えます。

*本市の大規模事故災害は航空機事故、鉄道事故、自動車事故、林野火災、原子力災害等を想定しています。

施策項目

- 1 大規模事故災害に備えた体制整備【生活安全部】
災害対策活動を円滑に実施するため、大規模事故災害時を想定した職員の非常参集体制や情報収集・連絡体制等を整備します。
- 2 大規模事故災害に備えた訓練の実施【生活安全部、奈良県広域消防組合】
橿原消防署と連携して、大規模事故災害を想定した訓練の実施に努めるほか、県や防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加します。
- 3 林野における出火・延焼防止【生活安全部、奈良県広域消防組合】
林野火災の発生に備えて、橿原消防署、県及び林野の所有者等と連携を図り、林野火災予防に必要な環境を整備します。
- 4 原子力災害への備え【生活安全部】
原子力災害発生時の情報収集・連絡体制を整備します。
また、避難者の受入れを想定した体制整備に努めます。

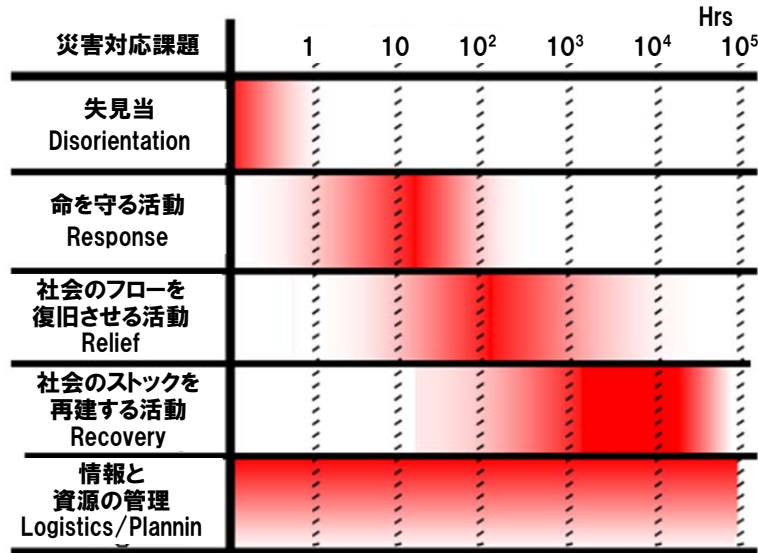
<災害応急対策編>

被災地の状況は時間経過と共に変化するため、災害対応の中心課題も「命を守る」→「社会のフローを復旧させる」→「社会のストックを再建する」と変化していきます。

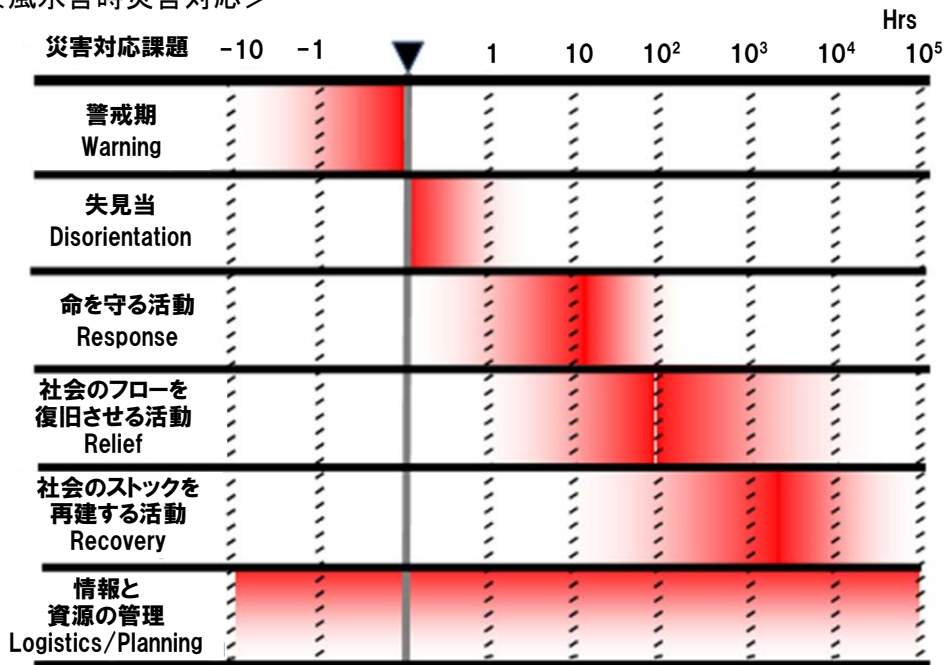
効果的な災害対応を実施するためには、一つの課題にのみ集中するのではなく、同時並行的に対策を行っていくことが重要です。

なお、「情報と資源の管理」は、災害対応の全時期を通じて取り組む必要があります。

<地震時災害対応>

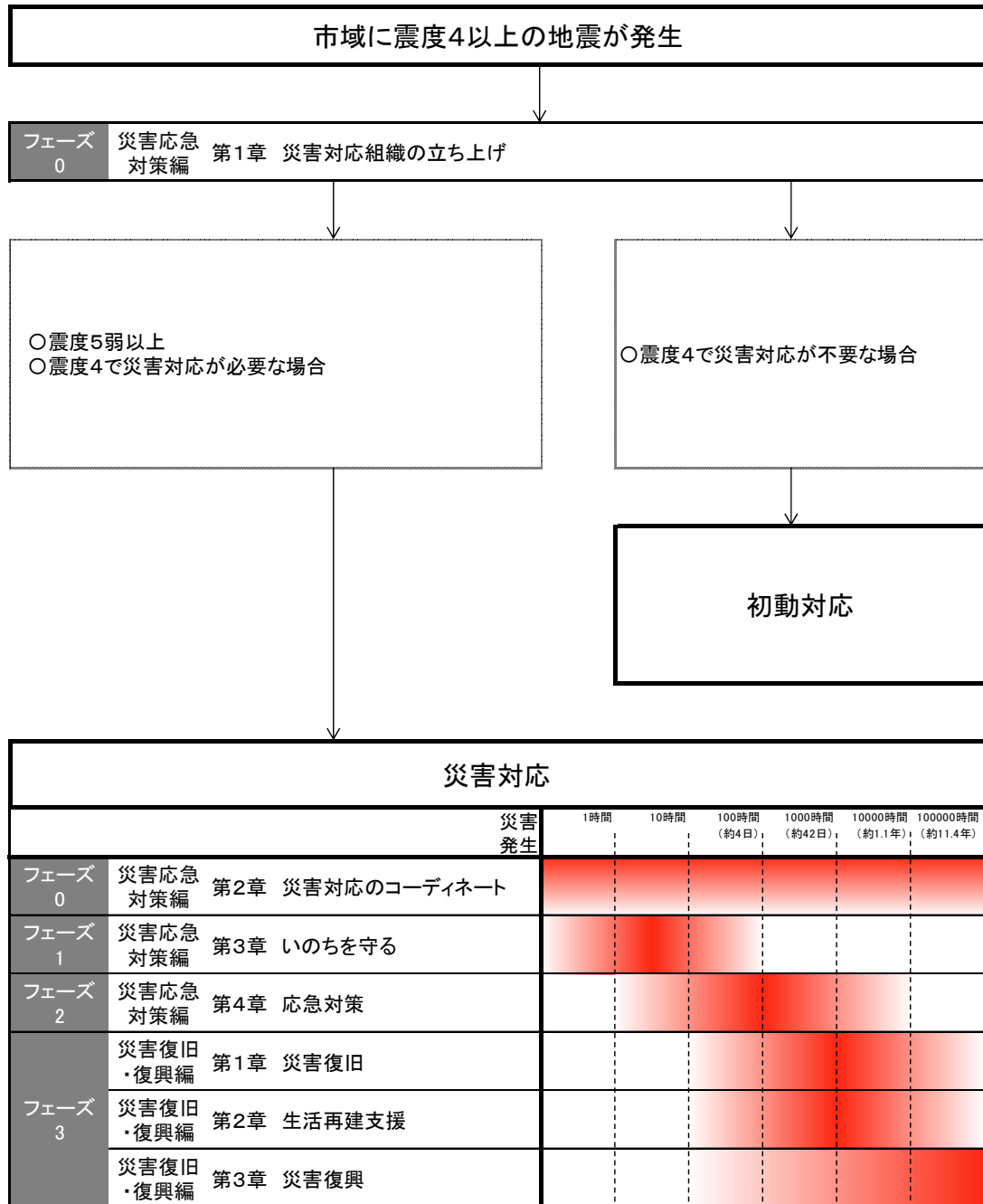


<風水害時災害対応>

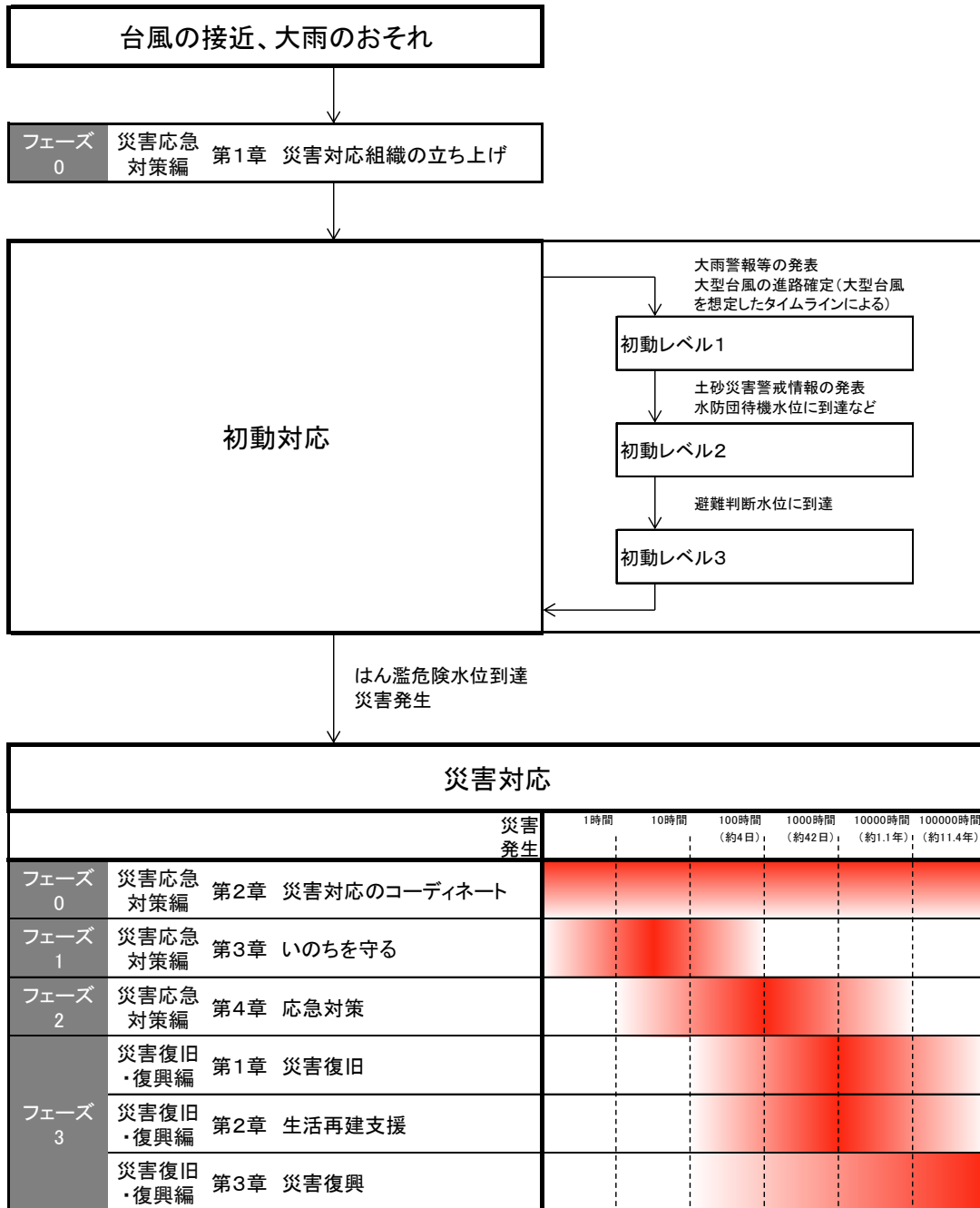


(出典：林春男 (2003) 「いのちを守る地震防災学」)

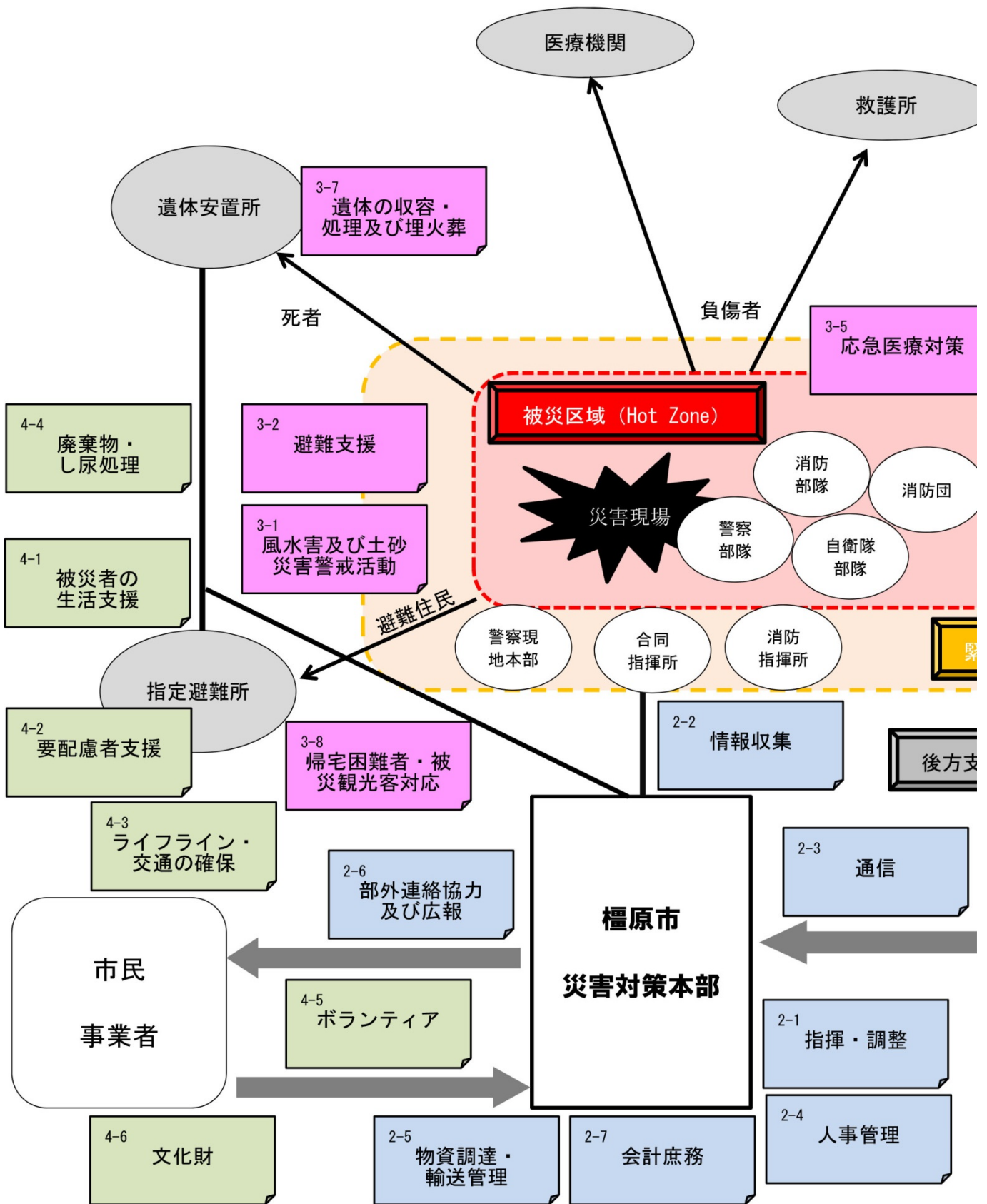
【地震時における災害対策フロー】



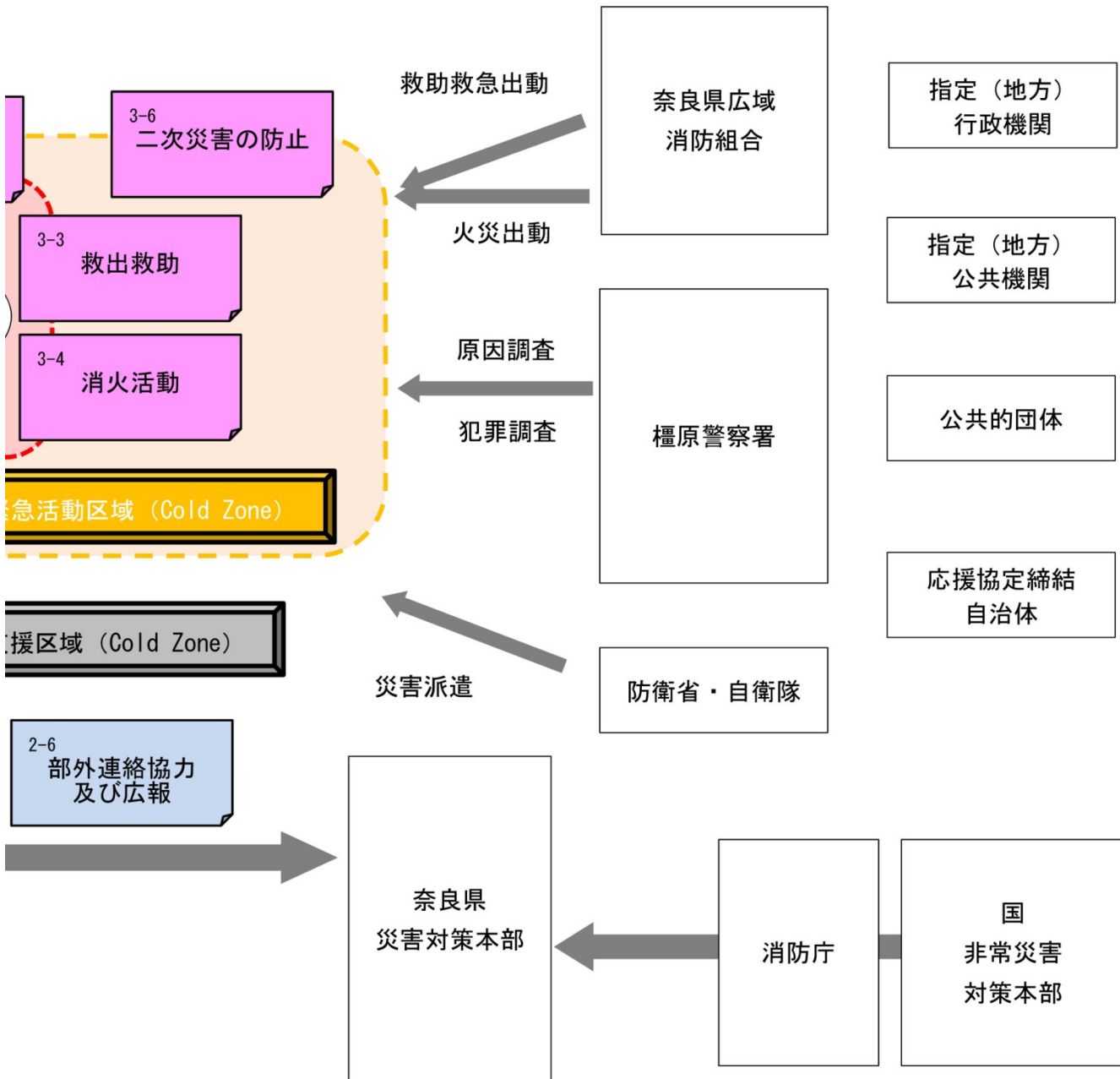
【風水害時における災害対策フロー】



檀原市災害対策のフレームワーク



エリア名	内容	備考
被災区域 (Hot Zone)	災害が発生した場所で最も危険な区域 区域内への進入・退出には徹底した管理が必要	消防法
緊急活動区域 (Warm Zone)	救命救助を行う機関等の活動区域 二次災害の防止と現場活動のため市民の立入りが制限	災害対策基本法
後方支援区域 (Cold Zone)	上記2区域以外の安全な区域 避難住民の受け入れや救援等を行う	



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る	第4章 応急対策	

第1章 災害対応組織の立ち上げ

災害が発生、又は災害発生のおそれがある場合に、市の災害応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ災害の種類や程度に応じて定めた体制により職員を配備します。

第1節 配備体制と組織の立ち上げ

目 的

地震や風水害の程度に応じた市の災害時の体制（初動体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制）により職員を配備します。

業務一覧

1 配備体制【本部事務局】

地震が発生した場合又は風水害・土砂災害のおそれがある場合には、災害の程度に応じた体制（初動体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制）を敷き、タイムライン*を用いて災害対応にあたります。

*タイムライン：災害が想定される前から災害発生時やその後の対応まで、時間ごとに何をするか整理した行動計画表

体制	地震		風水害		動員数	
	参集基準	参集基準	河川水位	避難情報		
初動対応	初動レベル1	震度4	大雨警報等の発表 大型台風の進路確定	通常水位	約20名	
	初動レベル2	震度4 (状況により 本部事務局 が判断する)	河川水位が上昇し、 さらに危険度が高くなる 状況の場合(状況により 本部事務局が判断する) 土砂災害警戒情報の発表	水防団待機 水位～氾濫 注意水位	自主避難	約100名
	初動レベル3		河川水位が避難判断 断水位に到達し、災害の 危険性が高まった状況の 場合(状況により本部事 務局が判断する)	避難判断水位	避難準備・ 高齢者等 避難開始	約400名
災害 対応	災害対応レベル1 (災害警戒本部)	震度5弱・5 強	小規模災害発生	はん濫危険 水位	避難勧告	約500名 (係長級以上 の職員)
	災害対応レベル2 (災害対策本部)	震度6弱以 上	大規模災害発生	はん濫・決 壊	避難指示 (緊急)	約900名 (全職員)

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

2 初動体制の組織及び所掌事務【本部事務局】

災害に関する情報を収集し、災害警戒本部や災害対策本部体制への準備を行います。

3 災害警戒本部の組織及び所掌事務、設置・運営基準【本部事務局】

災害に関する情報を収集し、巡視や点検等の警戒活動を行うとともに、災害対策本部体制への準備を行います。

4 災害対策本部の組織及び所掌事務、設置・運営基準【本部事務局】

被害情報の収集や避難勧告等、災害応急対策、二次被害の防止、応急復旧などを行います。

- マニュアル 初動 01 時間内初動対応活動（地震）
- マニュアル 初動 02 時間外初動対応活動（地震）
- マニュアル 初動 03 時間内初動対応活動（風水害）
- マニュアル 初動 04 時間外初動対応活動（風水害）

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第2章 災害対応のコーディネート

災害時に、災害応急活動の司令塔としての役割を的確に果たせるよう、災害対策本部の運営にあたります。

第1節 指揮・調整

目 的

市域に災害が発生した場合、災害対策を適切に実施するため、災害対策本部長が状況を判断し、災害対策について方針を決定します。

業務一覧

1 状況判断及び決心【本部事務局】

災害対策本部長は、災害対策本部を立ち上げ、被災状況を把握し、災害応急活動を指揮します。

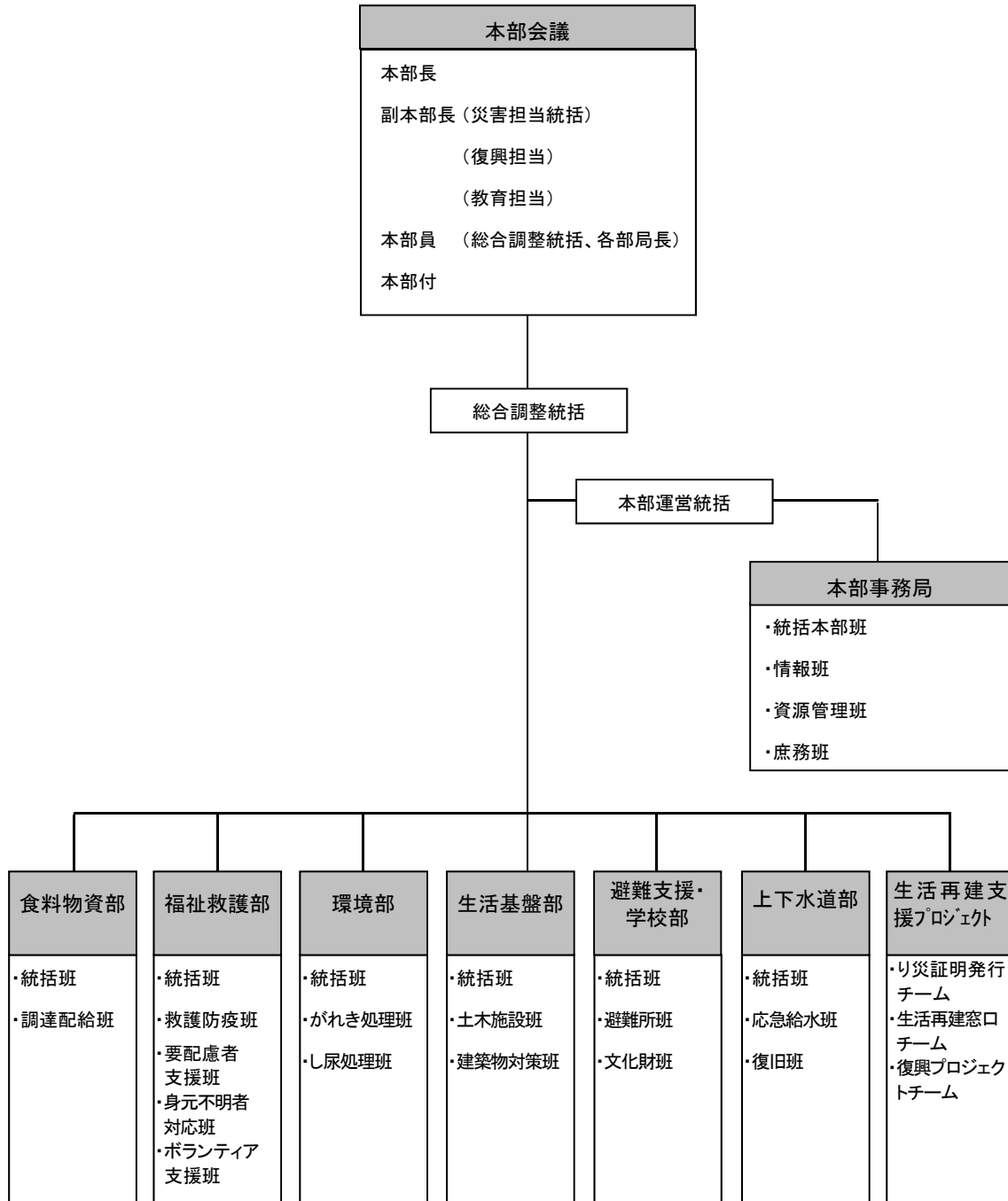
マニュアル 初動 05 災害対策本部設置・運営・閉鎖

資料 初動 05 資料 01 災害対策本部設置・閉鎖基準

2 命令報告・通報【本部事務局】

災害対策本部長が状況を判断し、決定した事項を速やかに実施します。

災害対策本部組織



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第2節 情報収集

目 的

災害対策本部長が状況判断し、災害対策方針を決定するために必要な各種情報を収集し、情報をつとめます。

業務一覧

1 外部状況の把握【本部事務局】

特別相談窓口を設置し、市民からの問い合わせに対応するとともに、市民の被害状況、要望等を把握します。

マニュアル 情報 01 広聴活動

2 組織内部状況の把握【本部事務局】

災害対策本部各部から、人、住宅、公共施設、ライフラインなどの被災状況を把握します。

3 情報のつとめ及び報告【本部事務局】

外部状況及び内部状況を整理してつとめ、災害対策本部会議に報告するとともに、県等にも報告します。

マニュアル 情報 02 災害概況即報

マニュアル 情報 03 被害概況即報

マニュアル 情報 04 災害確定報告

4 災害救助法の適用【本部事務局】

市の被害が「災害救助法の適用基準」に該当し、又は該当する見込みがあるときは、県（知事）に報告し、併せて災害救助法の適用を申請します。

マニュアル 対応 01 災害救助法の適用申請

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第3節 通信

目 的

災害時の情報の収集・伝達手段を確保するため、通信手段を確保し、また通信機器の管理・運用を行います。

業務一覧

1 通信手段の確保【本部事務局】

災害時の市役所内部及び外部との主要な通信手段である防災行政無線及び有線電話を使用できる状態にします。

また衛星携帯電話等、他の通信手段も確保します。

マニュアル 資源 01 通信手段確保

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第4節 人事管理

目 的

災害応急対策を実施するため、配備体制及び動員基準に基づき人員を確保します。

業務一覧

1 人員の確保【本部事務局】

職員を動員して、災害応急活動にあたります。

職員だけでは対応できない場合には、応援要員を確保します。

マニュアル 資源 02 応援職員配置（職員応援調整）

マニュアル 資源 03 災害応急活動要員の確保（従事命令による）

マニュアル 資源 04 災害応急活動要員の確保（協力命令による）

マニュアル 資源 05 災害応急活動要員の確保（労働者供給斡旋依頼による）

マニュアル 資源 06 災害応急活動要員の確保（民間団体への協力要請による）

2 職員の健康管理及び安全確保【本部事務局・各部】

災害応急活動にあたる職員の健康に留意するとともに、業務の安全性を確保します。

マニュアル 対応 02 健康管理

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第5節 物資調達・輸送管理

目 的

被災者の生活を維持するため、備蓄物資の活用や県、民間業者等への協力要請により、必要な物資を調達します。

また、物資を円滑に輸送するため、緊急車両などの輸送手段を確保します。

業務一覧

1 物資調達【本部事務局】

被災者の生活に必要な食料・生活必需品などを、備蓄物資の活用や県、民間業者等への協力要請により調達します。

マニュアル 資源 07 物資調達

2 輸送管理【本部事務局】

物資輸送のため、車両等の輸送手段や物資集積地等を確保します。また必要に応じて、ヘリコプター等の航空輸送手段を確保します。

マニュアル 資源 08 輸送手段確保

マニュアル 資源 09 空地管理

3 緊急輸送道路の確保【本部事務局、生活基盤部、檀原警察署】

緊急輸送道路を確保するため、必要に応じて、交通規制を要請します。

緊急輸送道路が途絶したときは、関係機関の協力を得て、道路における障害物の除去、道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に実施します。

また、放置車両や立ち往生車両が緊急輸送道路の通行を妨げるときは、運転者等に対し移動を命じ、運転者がいないときは、道路管理者が車両の移動を実施します。

マニュアル 対応 03 交通規制対応

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第6節 部外連絡協力及び広報

目 的

市職員だけで災害への対応が不可能な場合には、県及び防災関係機関、自衛隊、他市町村等に応援要請を行い、人的支援を受入れます。

また市民の不安を払拭し、被災後の生活に必要な情報を提供するため、被害状況及び災害応急対策の内容について、市民への広報を実施します。

業務一覧

1 部外連絡協力【本部事務局】

災害応急対策を実施する上で、市だけでは対応が不可能と判断した場合には、速やかに関係機関（県・他市町村、協定締結市、自衛隊、他の防災機関等）へ応援要請を行います。

マニュアル 資源 10 応援要請（自衛隊）

2 広報【本部事務局】

各種の広報手段を活用し、また報道機関や自治会等の協力を得て、市民に必要な情報を提供します。

マニュアル 情報 05 広報活動

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第7節 会計庶務

目 的

災害応急活動が円滑に実施できるように、適切な会計処理や庶務業務を実施します。

業務一覧

1 会計【本部事務局】

災害救助法に基づく応急対策等に伴う会計処理を、円滑かつ適正に実施します。

マニュアル 対応 04 公務災害補償事務

2 庶務【本部事務局】

災害対策活動を円滑に実施するために、事務用品や備品の供給、職員に対する食料等を確保します。

マニュアル 資源 11 災害対策要員活動支援

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る			第4章 応急対策

第3章 いのちを守る

災害から「いのちを守る」ため、関係機関と連携をとり、応急対策を速やかに実施します。

第1節 風水害及び土砂災害警戒活動

目 的

大雨や台風、土砂の流出や崩壊による被害を軽減するため、正確な気象情報等を収集し、状況に応じた監視・警戒活動を実施します。

業務一覧

1 風水害警戒活動【本部事務局、生活基盤部、上下水道部】

消防団と連携して、雨量・水位、気象情報などを収集し、監視・警戒活動にあたります。また、河川管理者、ため池・水門の管理者とも連携を取り、水防活動にあたります。

マニュアル 対応 05 消防団運用（水害）

2 土砂災害警戒活動【本部事務局、生活基盤部、上下水道部】

土砂災害による被害を防止、軽減するため、土砂災害警戒情報や雨量、気象情報などを収集し、監視・警戒活動にあたります。

資料 対応 27 資料 02 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び山地災害危険地区

市民のみなさまへ

強い雨や長雨のときは、気象庁が発表する気象情報などに注意してください。

また、河川の増水や氾濫、土砂災害の前兆など異常な現象に気づいたら、周囲の人や市役所又は消防署に知らせ、いち早く安全な場所に避難してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第2節 避難支援

目 的

災害による人的な被害を防止するため、避難勧告等を発表した場合、市民に迅速・的確に伝達します。

また市民の安全確保のため避難が必要な場合には、要配慮者に配慮して避難誘導を行い、指定緊急避難場所^{※1}・指定避難所^{※2}を開設します。

※1 指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるために避難する場所

※2 指定避難所：災害の危険性があり避難した住民や災害により家に戻れなくなった住民等が滞在するための施設

業務一覧

1 避難勧告等の発表伝達【本部事務局、福祉救護部、奈良県広域消防組合、橿原警察署、橿原市消防団、自治会・自主防災組織】

災害対策本部長は、水害や土砂災害などによる人的被害を防止するため、発令基準にもとづき、避難勧告等を発令します。

避難勧告等は、消防団や警察、対象地区の自治会や要配慮者利用施設などに連絡するとともに、各種広報手段を活用して市民に伝達します。

マニュアル 情報 06 避難勧告等の判断伝達

資料 情報 06 資料 02 避難勧告等の発令判断基準

2 避難誘導【本部事務局、福祉救護部、奈良県広域消防組合、橿原警察署、橿原市消防団、自治会・自主防災組織】

避難は集団避難を基本とし、避難誘導は消防団や警察、対象地区の自治会に協力を求めて実施し、要配慮者の避難に配慮します。

3 指定緊急避難場所・指定避難所開設【本部事務局、福祉救護部、避難支援・学校部】

避難勧告等を発表した場合は、速やかに指定緊急避難場所・指定避難所を開設し、避難した市民を受入れます。

マニュアル 対応 06 避難所設置・閉鎖

資料 対応 06 資料 01 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

市民のみなさまへ

お住まいの地域に避難勧告等が発令された場合には、状況を見極めて避難してください。状況によっては、自宅の2階や近くの高い建物に避難することが適切な場合があります。また、お年寄りや障がいのある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めの行動を心がけてください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る		第4章 応急対策	

第3節 救出救助

目 的

災害による家屋の倒壊や土砂崩れ等により人的被害が発生した場合、消防、警察、消防団が連携して、直ちに救出救助活動を実施するとともに、被災した家屋の住民や要配慮者の安否確認を実施します。

業務一覧

- 1 人命救助活動【奈良県広域消防組合、橿原警察署、橿原市消防団】
奈良県広域消防組合は、警察や消防団と連絡を取り、協力して救出にあたります。
- 2 行方不明者の捜索【奈良県広域消防組合、橿原警察署、橿原市消防団】
奈良県広域消防組合は、警察や消防団と連絡を取り、地域住民の協力を得て、行方不明者の捜索にあたります。
- 3 地域住民との連携【奈良県広域消防組合、橿原市消防団、市民・自治会・自主防災組織、事業所】
地域住民や事業所は、消防組合が到着するまでの間、安全確保に配慮して救出救助にあたります。

マニュアル 対応 07 安否確認・人命救助・行方不明者の捜索

市民のみなさまへ

大規模災害発生時は、家屋の倒壊や土砂崩れなどにより多数の生き埋め者が発生し、公的防災機関だけでは十分な救出救助活動ができないことが予想されるため、地域住民や事業所による協力が必要になります。

なお、過去の災害の教訓から、生存者を救出できる期間は、災害発生時から概ね3日間が目安となります。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第4節 消火活動

目 的

火災状況を早期に把握し、迅速に消火活動にあたり、初期消火と延焼拡大防止にあたります。

また消防団及び自主防災組織等は奈良県広域消防組合と連携して初期消火にあたります。

業務一覧

1 消火活動【奈良県広域消防組合、橿原市消防団、市民・自治会・自主防災組織、事業所】

奈良県広域消防組合は、消防団と協力し、消火と延焼の防止にあたります。

また、地域住民や事業所は、消防組合が到着するまでの間、自らの安全に配慮して初期消火にあたります。

マニュアル 対応 08 消火活動

市民のみなさまへ

大規模地震発生時は、火災が多数発生し、公的防災機関だけでは十分な消火活動ができないことが予想されるため、地域住民や事業所による初期消火が重要になります。

ただし、火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第5節 応急医療対策

目 的

被災した傷病者に対する応急医療を実施するため、救護所の設置や、重篤の傷病者の病院への搬送など応急医療対策活動を迅速に実施します。

また、災害時における病院機能の状況把握や医薬品を確保するため、医療情報を収集します。

業務一覧

- 1 被災状況の把握【福祉救護部】
市内の人的被害状況や医療機関の被害状況について把握し、救護所の設置や救護隊の派遣依頼について判断します。
- 2 現地医療対策【福祉救護部、避難支援・学校部】
被災した市民に対して、現地医療活動を行う必要がある場合には、医師会や日本赤十字社など関係機関に救護隊の派遣を要請し、救護所を開設します。
マニュアル 対応 09 救護活動（救護所設置・運営・閉鎖）
- 3 後方医療対策【福祉救護部】
救護所で対応できない重症患者を受入れ可能な医療機関に搬送します。
- 4 医薬品の調達・確保【福祉救護部】
日本赤十字社や医師会などの協力により、医療救護活動に必要な医薬品や医療資機材などを確保します。

市民のみなさまへ

大規模災害発生時は、負傷者が多数発生し、十分な医療を受けることが困難な状況が予想されます。

日ごろより、かしはら安心パークや榎原消防署の講習会等に参加するなどして応急手当の知識と技術を身につけ、できる範囲で応急手当に協力してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第6節 二次災害の防止

目 的

被災した建築物や構造物の事後倒壊、がけ崩れ等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定による建築物の危険度調査、橋梁等構造物の安全確認、危険物施設の有害物質漏洩による危険の有無など必要な調査確認作業を迅速に実施します。

業務一覧

- 1 公共土木施設の二次災害防止【生活基盤部】
道路や橋梁、河川など公共土木施設の被害状況を把握し、危険箇所の発見に努め、必要に応じて立入制限などの措置を講じます。
- 2 危険物施設の二次災害防止【奈良県広域消防組合】
爆発、危険物の漏洩などによる二次災害を防止するため、施設の管理者に点検及び応急措置を講じるよう要請します。
- 3 応急危険度判定【生活基盤部】
地震後、被害状況を把握し、必要に応じて被災建築物応急危険度判定や被災宅地応急危険度判定を実施します。

マニュアル 対応 10 被災建築物応急危険度判定
マニュアル 対応 11 被災宅地応急危険度判定
- 4 市有建築物の被害調査【生活基盤部】
市有建築物について被害状況を調査し、必要に応じて応急措置を実施し、倒壊などの危険性のある場合には、立ち入り禁止措置や避難を指示します。

市民のみなさまへ

地震等により被災した建築物や構造物は、崩れやすい状態となり、その後の余震や降雨による二次災害の危険があります。

防災関係機関が警戒区域等を設定して、立入禁止措置や避難を指示したときは、危険な場所に近寄らないようにしてください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第7節 遺体の収容・処理及び埋火葬

目 的

災害により犠牲となった遺体の収容と、遺族側で対応が困難な遺体の処理及び埋火葬を実施します。

業務一覧

- 1 遺体の収容【福祉救護部、榎原警察署】
 人的な被害状況を把握し、遺体安置所を確保します。
 遺体の安置に必要な物品を調達し、警察官の検視又は医師の検案を終えた遺体を収容します。
 マニュアル 対応 12 遺体の安置・埋火葬
- 2 遺体の処理【福祉救護部】
 必要に応じて遺体の処理を行い、身元の判明した遺体は遺族に引き渡します。
- 3 遺体の火葬【福祉救護部】
 遺族で埋火葬が困難又は不可能な場合には、遺体の火葬を行います。

市民のみなさまへ

遺体安置所では、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、納棺等が行われます。

原則、関係者以外の立入りは禁止されますが、身元確認のために立入許可されたときは、市職員や施設職員の指示に従ってください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第8節 帰宅困難者・被災観光客対応

目 的

本市滞在中に被災した帰宅困難者及び被災観光客に対して、支援場所の設置や飲料水の確保等、必要な対応を実施します。

業務一覧

1 帰宅困難者・被災観光客への対応【避難支援・学校部】

被災した帰宅困難者・被災観光客の状況を把握し、必要に応じて支援場所や飲料水等を確保します。

マニュアル 対応 13 帰宅困難者・被災観光客対応

市民のみなさまへ

市外の職場や学校において、大規模地震発生による鉄道の運休等により帰宅できない場合は、むやみに行動せず、職場や学校にとどまってください。

なお、地域住民は、駅周辺に滞留している帰宅困難者や被災観光客等の避難所への誘導に協力をお願いします。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第4章 応急対策

被災後の市民生活を確立するために、被災者の生活支援や要配慮者支援、ライフライン・交通の確保、廃棄物・し尿処理等の応急対策を速やかに実施します。

第1節 被災者の生活支援

目 的

被災者の生活を確立するため、当面の生活場所である避難所を運営するとともに、必要な生活物資を提供します。

また良好な衛生状態と安全を確保し、被災者の健康を維持するために、保健衛生活動や防犯対策を実施します。

業務一覧

1 避難所の運営【避難支援・学校部、市民・自治会・自主防災組織】

避難所の運営は、施設管理者の協力を得て、住民組織の自主的な活動により行うことを基本とします。

2 緊急物資の確保と配分【上下水道部、食料物資部】

災害による家屋の倒壊、焼失などにより、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資の供給を行います。

マニュアル 対応 14 応急給水

マニュアル 対応 15 食料・物資供給

3 保健衛生活動【福祉救護部、避難支援・学校部】

避難所での感染症及び食中毒の発生を予防するために、衛生管理を実施します。また必要に応じて入浴施設を確保します。

マニュアル 対応 16 食品の衛生確保

マニュアル 対応 17 環境衛生対策（避難所の消毒・防疫指導）

マニュアル 対応 18 環境衛生対策（災害時入浴施設確保）

マニュアル 対応 19 避難所における集団食中毒対応

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

4 防犯対策【本部事務局、榿原警察署】

市内の安全を確保するため、犯罪に関する情報を市民に広報します。

マニュアル 対応 20 防犯対策

市民のみなさまへ

市は、指定避難所において、緊急物資の確保と配分、保健衛生活動等を実施します。避難者となったときは、榿原市避難所運営マニュアルを参考にさまざまな役割を分担し、協力して避難所を自主運営してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第2節 要配慮者支援

目 的

要配慮者（災害の発生に際し、自力避難が困難な高齢者、障がい者等）の避難支援や安否確認などにより安全を確保するとともに、生活に配慮した福祉避難所や食料・物資等を提供し、被災後も安心して生活できるように支援を行います。

業務一覧

- 1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握【福祉救護部】
災害時には在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況を把握します。
マニュアル 対応 21 要配慮者支援（避難情報伝達）
- 2 要配慮者への支援【福祉救護部】
要配慮者の避難支援や、巡回相談などによる在宅生活を支援するとともに、必要に応じて福祉避難所を開設します。
マニュアル 対応 22 要配慮者支援（在宅要配慮者対応）
マニュアル 対応 23 要配慮者支援（福祉避難所開設）
- 3 要配慮者利用施設の避難対策【福祉救護部】
要配慮者利用施設の利用者が安全に避難できるよう、施設管理者に対して速やかに避難情報を伝達します。
また、要配慮者利用施設の被災状況を把握します。

市民のみなさまへ

災害の発生などにより避難するときは、地域で協力して、高齢者、障がい者等の要配慮者の安否を確認し、避難の手助けをお願いします

また、避難所における避難生活では、要配慮者には避難所内でも暖かいところなどを優先的に提供するほか、食料の供給や各種情報の伝達、避難所内の移動など、できる限りの援助をお願いします。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る			第4章 応急対策

第3節 ライフライン・交通の確保

目 的

上下水道など市民生活の維持に必要なライフラインや道路を迅速に復旧します。

業務一覧

1 市道の応急復旧【生活基盤部、櫃原警察署】

道路の被災状況を調査し、必要に応じて交通規制を実施します。

緊急輸送道路を確保するため、優先順位をつけて道路の応急復旧を行います。

マニュアル 対応 24 道路災害応急対応

2 水道の応急復旧【上下水道部】

水道施設の被災状況、断水状況を調査し、必要に応じてバルブ閉鎖などの緊急措置を講じます。

また、優先順位をつけて水道施設の応急復旧を行います。

マニュアル 対応 25 ライフライン復旧（水道）

3 下水道の応急復旧【上下水道部】

公共下水道施設の被災状況を調査し、優先順位をつけて応急復旧を行います。

マニュアル 対応 26 ライフライン復旧（下水道）

4 公共土木施設・建築物等の応急復旧【生活基盤部】

公共土木施設、公共施設、農業施設について被災状況を調査し、優先順位をつけて応急復旧を行います。

マニュアル 対応 27 土木施設調査・応急・復旧対策

マニュアル 対応 28 農業施設調査・応急・復旧対策

マニュアル 対応 29 公共施設調査・応急・復旧対策

市民のみなさまへ

車両の交通規制が行われている道路においては、交通規制に従ってください。

それ以外の道路においても、できるだけ車両の使用を控えるように努めてください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る			第4章 応急対策

第4節 廃棄物・し尿処理

目 的

災害により発生した膨大な廃棄物を迅速に処理するとともに、被災後のし尿処理を適切に実施し、衛生的な生活環境を確保します。

業務一覧

1 一般廃棄物処理【環境部】

家屋の被災状況や処理施設の被害状況を把握し、一般ごみ(生活ごみ・粗大ごみ)の処理計画を策定して、処理計画に基づき収集・運搬・処理業務を実施します。

また市民に対して、一般ごみの集積場所、集積日時、ごみの処理方法などについて広報します。

マニュアル 対応 30 一般ごみ(生活ごみ・粗大ごみ)処理

2 し尿処理【環境部、避難支援・学校部】

避難者数や上下水道、電気などのライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、処理計画に基づき収集・運搬・処理業務を実施します。

仮設トイレ設置場所の施設管理者や避難所の住民と協力して、仮設トイレの衛生状態の保持に努めます。

マニュアル 対応 31 し尿処理

マニュアル 対応 32 仮設トイレの設置・撤去

市民のみなさまへ

災害時に市が指定するルールに従って、ごみの分別や集積場所の徹底、避難所等における仮設トイレの維持管理に協力してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る	第4章 応急対策		

第5節 ボランティア

目 的

被災後の応急復旧対策を円滑に進めるため、ボランティア活動を積極的に支援します。ボランティア活動の中心となるボランティアセンターの設置やボランティアの活動拠点の確保など、ボランティアの受入れに必要な対策を速やかに実施します。

業務一覧

- 1 災害ボランティアセンターの開設【福祉救護部】
災害時のボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターを開設し、運営に必要な資機材を確保します。
- 2 ボランティア活動の支援【福祉救護部】
必要に応じて災害ボランティアセンターにスタッフを派遣し、県災害ボランティア本部と連携を図りながら災害ボランティアセンターの運営を支援します。

マニュアル 対応 33 ボランティア活動支援

市民のみなさまへ

災害ボランティアは、必ずしも市外の方に限られたものではありません。
市が被災地となった場合でも、外部からのボランティアたちのガイド役、被災者とボランティアとの橋渡し役などを担っていただくことが期待されます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート	第3章 いのちを守る			第4章 応急対策

第6節 文化財

目 的

文化財の被災状況を調査し、所有者や管理者と協力して被災文化財の応急処置を実施します。市独自での対応が困難な場合は、県へ応援を要請します。

業務一覧

- 1 文化財の被災状況調査【避難支援・学校部】
指定・登録等の文化財の現地調査を実施し、県教育委員会に被災状況を報告します。
- 2 被災文化財の応急措置計画【避難支援・学校部】
文化財の被災状況調査の結果から、被災文化財応急措置計画を作成します。
- 3 被災文化財の応急措置【避難支援・学校部】
文化財の廃棄や散逸を防ぐため、文化財の所有者や管理者と協力し、被災文化財応急措置計画に基づいた応急措置の実施に努めます。

マニュアル 対応 34 文化財対応

市民のみなさまへ

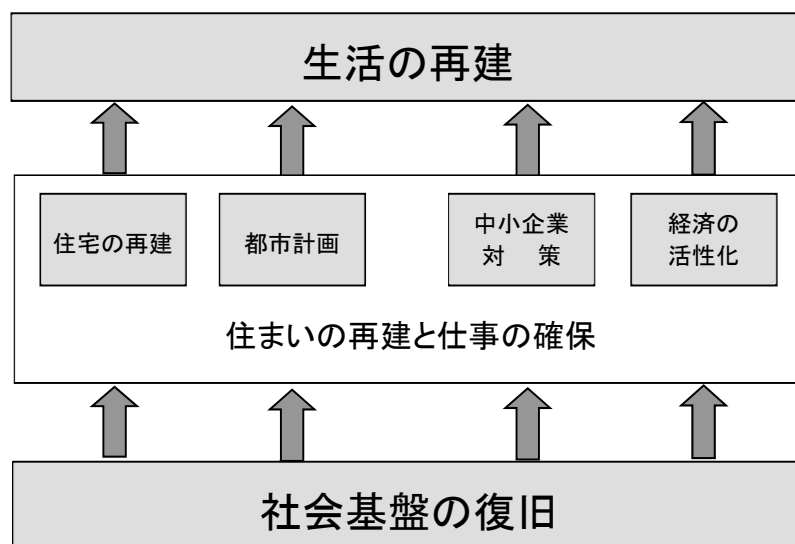
所有者に限らず文化財の被災を発見された時は、その状況を市にご報告してください。

<災害復旧・復興編>

災害からの復旧・復興は、場合によっては10年以上の長い年月を必要とします。

災害復興の最終目標は「被災者の生活再建」です。そのためには住まいの再建と仕事の確保（「住宅の再建」「都市計画」「中小企業対策」「経済の活性化」）が不可欠です。

また、全ての社会活動の基盤となる「社会基盤の復旧」は最初に完了させる必要があります。



(出典：いのちを守る地震防災学)

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第1章 災害復旧

被災した市民や被災産業ができるだけ早く再建に取り組むことができるように、がれき処理や学校教育の再開、風評被害対策、公共施設の復旧等の災害復旧事業を実施します。

第1節 がれき処理

目 的

災害により発生したがれきを迅速に処理するため、がれきの処分地、がれきの中間保管地、がれき運搬ルートなどからなるがれき処理計画を迅速に作成し、速やかに処理を実施します。なお、市独自での処理が困難な場合は、県及び他市町村に応援を要請します。

業務一覧

- 1 がれき処理計画の作成【環境部】
家屋の被災状況について把握し、がれきの発生量を推計し、仮置場、分別区分、処分場、運搬・搬入方法などを検討し、処理計画を作成します。
- 2 がれき処理についての広報【環境部】
市民に対して、がれきの処理方法について広報するとともに、相談に応じます。
- 3 がれきの処理【環境部、生活基盤部】
がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬します。
また、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めます。

マニュアル 対応 35 公費解体

マニュアル 対応 36 災害廃棄物処理

市民のみなさまへ

被災した家屋の解体には、災害の程度により、国が撤去費用を支援することがありますので、市の被災者相談窓口にお問い合わせください。

なお、廃棄物の野焼きは、ダイオキシンなど有害物質を出すおそれがあるため法律で禁止されています。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第2節 学校教育再開

目 的

被災後の学校教育については、園児・児童・生徒の被災状況、学校施設の被災状況、学校施設の避難所としての使用状況等を勘案し、応急教育を実施します。

なお、被災後の応急対策の実施状況や学校施設の使用状況を踏まえて、できるだけ速やかに学校教育を再開します。

業務一覧

1 応急教育の実施【避難支援・学校部】

学校施設の被災状況を把握し、通常の教育が実施できない場合は、施設の状況に応じて応急教育（短縮授業、二部授業、分散授業など）を実施します。

マニュアル 対応 37 学校教育再開（応急教育）

2 学校給食の実施【避難支援・学校部】

学校給食は、被害を受けても応急措置を講じてできるかぎり継続実施に努めます。

3 就学援助【避難支援・学校部】

被災により就学が困難になった園児・児童・生徒に対し、就学援助費の支給や学用品の支給などの援助を実施します。

マニュアル 対応 38 学校教育再開（学用品の支給）

マニュアル 対応 39 学校教育再開（就学援助）

4 園児・児童・生徒の健康管理【福祉救護部、避難支援・学校部】

被災した園児・児童・生徒の健康管理・カウンセリングを、県教育委員会や中和保健所と連携して実施します。

マニュアル 対応 40 学校教育再開（メンタルヘルスケア）

市民のみなさまへ

被災地の公立小・中学校等は避難所として使用するため、一定期間、休校になることがあります。学校教育の再開時期や就学援助等の救済措置に関する詳しい内容は、市や通学先の学校にお問い合わせください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第3節 風評被害対策

目 的

被災後の産業の復旧を図るため、農産物の安全性や観光地としての安全性・快適性等について市内外に対し適切に情報発信するなど、産業への打撃となる風評被害への対策を実施します。

業務一覧

1 風評被害対策【本部事務局】

災害後の風評被害の実態を把握し、必要に応じて風評被害対策会議を開催のうえ、風評被害の早期解決に取り組みます。

マニュアル 対応 41 風評被害対策

市民のみなさまへ

これまでの大規模災害時には、さまざまな風評被害がありました。
災害時には、テレビやラジオなどの公共放送や市が発信する生活関連情報等から正確な情報を得るようにしましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第4節 公共施設・文化財の復旧

目 的

被災した道路・河川、学校、公営住宅、水道、下水道等の施設を速やかに復旧し、市民の生活基盤の整備を進めます。

また、市民の共通の財産である文化財については、所有者や管理者と協力し、復旧対策を推進します。

業務一覧

1 公共施設等の復旧【各部】

被災した公共施設や都市施設について、災害復旧計画を策定し速やかに復旧を進めます。

災害復旧事業は、国の負担や補助を受けて実施します。特に大規模な被害が発生した場合は、激甚災害制度適用の指定を受け復旧事業を実施します。

2 文化財の復旧【避難支援・学校部】

文化財の所有者や管理者とともに被災文化財復旧計画を作成し、復旧事業にあたります。

なお、文化財の復旧事業には、国や県などに補助を要請します。

市民のみなさまへ

文化財は、所有者や地域住民の努力により、長期にわたり災害等から守られて今日まで受け継がれてきました。

地域の文化財が被災した場合には、市、所有者や管理者など、地域が一体となって文化財の復旧を推進しましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第2章 生活再建支援

災害から一日も早く復興を成し遂げるために、被災者自らが生活再建への意欲を持ち、取り組んでいけるように、さまざまな支援制度の活用を図りながら生活の再建・安定に向けた支援を行います。

第1節 り災証明

目 的

災害による被害規模を把握し、被災程度を認定するために、被害家屋の調査を行い、迅速・的確にり災証明を発行します。

業務一覧

1 被災家屋の調査・被害認定【生活再建支援プロジェクト】

被災家屋の調査・被害認定の体制を整備し現地調査を実施します。

被災家屋の調査・被害認定に従事する職員が不足する場合は、県や他市町村、応援協定締結先に応援を要請します。

家屋の被害程度（全壊、半壊等）は、基準に従って認定します。

マニュアル 対応 42 家屋被害調査

2 り災証明書の発行【生活再建支援プロジェクト】

被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた居住者等の申請により、り災証明を発行します。

マニュアル 対応 43 り災証明書発行

市民のみなさまへ

り災証明書は、被災者の住宅が被災した事実を公的に認める証明書であり、保険金や被災者救護施策の受給資格を決める根拠となります。

被害の程度により支援内容が異なる場合がありますので、市の被災者相談窓口にお問い合わせください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第2節 生活再建支援

目 的

被災者が意欲を持って生活再建に取り組めるよう、被災者相談窓口の設置や各種の支援制度や義援金の活用、住宅対策により、生活再建支援を実施します。

業務一覧

1 被災者の生活支援【生活再建支援プロジェクト、本部事務局】

被災者に対して、各種支援制度を広報するとともに、被災者相談窓口を設置し、相談に応じます。

被害の程度に応じて、災害見舞金などの給付・貸付、被災者生活支援金の支給、市税の減免・徴収猶予、住宅に関する相談等の生活支援を行います。

マニュアル 対応 44 被災者生活再建支援

2 義援金の受入れ・配分【生活再建支援プロジェクト、本部事務局】

義援金の受入れが必要と判断した場合には、義援金の送金・振込などに関する情報を広報し、募集を行います。

義援金の配分基準、配分方法は、義援金配分委員会などで協議して決定します。

マニュアル 対応 45 義援金受入れ・配分

3 住宅対策【生活基盤部】

被災した市民の住宅を確保するため、県と協力して被災住宅の応急修理や応急仮設住宅の確保、公営住宅等への一時入居を実施します。

マニュアル 対応 46 住宅対策（応急仮設住宅）

マニュアル 対応 47 住宅対策（市営住宅活用）

市民のみなさまへ

行政が支援する被災者の生活再建支援内容は多岐にわたります。

具体的な支援内容や申請手続きについては、市の被災者相談窓口にお問い合わせください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第3章 災害復興

災害後、速やかに被災者の生活再建や施設の復旧等に取り組みます。

一方、災害による被害が甚大な場合には、従前の都市に復旧するだけでなく、市民が暮らしやすく、安心して住み続けることができる防災まちづくり（災害復興）に取り組みます。

第1節 災害復興計画の策定

目 的

被災後の市の再建を計画的・総合的に進め、防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図る災害復興計画を市民との合意形成を図りながら速やかに策定します。

業務一覧

1 災害復興計画の策定【生活再建支援プロジェクト、各部、檀原市議会、檀原市自治委員連合会】

災害復興本部を設置し、災害復興計画を策定します。災害復興計画の策定に当たっては、学識経験者や議員、住民代表などにより構成された検討委員会を設置します。

また、策定された災害復興計画について、広く市民に公表します。

マニュアル 対応 48 災害復興計画の策定・復興対策

市民のみなさまへ

災害復興計画は、多様な分野に及ぶものであり、将来の市民生活に密接に関わるものになります。

したがって、災害復興計画を策定するときは、市が呼びかけるさまざまな機会を通じて、積極的に意見をお寄せください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	南海トラフ地域防災対策推進計画	東海地震の警戒宣言に伴う対策
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第2節 復興対策

目 的

災害復興計画に基づき、長期的な視点に立って計画的に復興対策を実施します。復興事業は、県や関係機関・団体、市民、事業所と協力して進めます。

業務一覧

1 復興対策【各部】

災害復興計画に基づき、事業実施計画を策定し、市民や事業者と協力して復興対策を進めます。

市民のみなさまへ

災害からの復興は、非常に長い期間と大きな労力が必要になるため、自助、共助、公助、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むことが求められます。

復興の過程では、被災した地域住民は、まちづくり協議会の設立やまちづくり提案への議論を通じて、地域コミュニティの再生や地域の活性化に努めるなど、地域の様々な課題への取り組みにご協力ください。

<南海トラフ地震防災対策推進計画>

南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に制定された東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が平成25年11月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）として改正されました。

本市は平成26年3月28日に法第3条の規定に基づいた、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」といいます。）に指定されました。

本市では、推進地域に指定されたことを受けて、南海トラフ地震について地震防災上重要な対策等をまとめた推進計画を策定しました。

檀原市南海トラフ地震防災対策推進計画の構成

第1章 総則

第1節 計画の目的及び基本方針

第1 計画の目的

第2 計画の基本方針

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

第2章 災害予防対策

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画

第2 その他

第2節 防災訓練

第1 防災訓練

第2 公共施設における防災対策の充実

第3節 地震防災上必要な防災知識の普及

第1 市職員に対する防災知識の普及

第2 一般住民に対する防災知識の普及

第3 学校教育に関する防災知識の普及

第4 防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及

第4節 地域防災力の向上

第1 自主防災組織の組織率向上と活動の活発化

第2 事業所の災害対応能力の向上

第5節 広域かつ甚大な被害への備え

第1 建築物等の耐震診断、耐震改修の推進

第2 長周期地震動対策

第3 時間差発生による災害の拡大防止

第4 帰宅困難者対策

第5 文化財保護対策

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

第2 災害対策本部体制の組織及び運営

第3 災害応急対策要員の参集及び初動体制

第2節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

第2 資機材、人員等の配備手配

第3 他機関に対する応援要請

第3節 支援・受援体制の整備

第1 広域防災体制の確立

第2 遠隔市町村との連携

第3 被災地への人的支援

第4 広域避難対策

法令・関係 本編 05 法令 01 橿原市南海トラフ地震防災対策推進計画

＜東海地震の警戒宣言に伴う対策＞

東海地震の警戒宣言に伴う対策

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づき、東海地震について大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策を実施する必要がある場合には、内閣総理大臣は警戒宣言を発令し、地震防災対策強化地域においては、警戒態勢をとることになっています。

本市をはじめ奈良県は、東海地震の地震防災対策強化地域には指定されていませんが、東海地域で大規模な地震が発生した場合、県域で震度 4、局地的に震度 5 弱程度の地震が予想されていることから、警戒宣言が発令された場合には、初動体制を確立して、情報収集や連絡調整を行います。

東海地震に関連する情報の発表基準

東海地震に関連する調査情報

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表されます。

東海地震注意情報

観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合
ほぼ同時に、政府から防災に関する呼び掛けが行われます。

東海地震予知情報

東海地震の発生のおそれがあると判断された場合
ほぼ同時に内閣総理大臣から警戒宣言が発表されます。



— 市民のみなさんの暮らしを守るために —

橿原市地域防災計画

- ✧ これは、災害が起きたときに、
橿原市が何するかをまとめた、
市民のみなさんとの約束です。
- ✧ 迅速・合理的な質の高い災害への
対応を約束いたします。
- ✧ 橿原市だけですべての対応が
できるわけではなく、市民のみなさん、
関係機関との協力が必要となります。

橿原市長

森下 豊